

運転にいたしても、酒を飲んでい
る酩酊度を検査する機械がございま
す。酩酊度が非常に軽微であつて、正
常な運転ができないというようなおそ
れのない場合は、起訴猶余にいたして
おります。一応私どもが見ておるとこ
ろでは、検察庁で相当実質的に事情を
聞いて、振りわけをしていっているとい
うに見えておるわけでございます。その
結果略式手続で裁判を求めるわけで
ございますが、その交通事件に關して略
式命令を求める割合は、二十八年度の
統計によりますと、全略式事件の六
八%——約七割というふうに、略式事
件で処理される部分が非常に大きいウ
エートを持つております。それにはや
はりちやんと、被告人はいつどこで、
たとへば無免許運転ならば、運転免許
証を有しないにかかわらず、こういう
自動車運転したという犯罪事実を書
きまして、それに求刑意見として罰金
なら罰金、二千元なら二千元、三千元
なら三千元というふうに求刑意見をつ
けて、それに現認報告書をつける。
その他、検察庁で調書をとる場合も
ございまして、参考人を調べる場合
もございまして、そういう場合には、
そういう調べたものをつけて裁判所
に請求するわけでありまして。なおそ
のときに略式というものはこういう
手続で行くのだ、本人の弁解もこれ
以上聞かれないで、裁判所がその検事
の請求を正当と認めれば、すぐ命令で
罰金の通知が来る、それから通知が来
て、それに不服ならば正式に裁判所に
申立ができるというたような略式手続
の概略を説明いたしまして、本人がそ
れに異議のない場合にはその旨の書面
をとる。俗に同意書と申しております

が、それを添付して略式命令を請求す
るわけです。裁判所はそういう本人の
同意書がついてないような場合には、
法律上略式命令を出すことができな
い。そこでそれは正式裁判にまわして
しまいます。それからそういう書類
が完備しておつて、事実一件記録を見
まして、これならば大体間違いないか
らうという心証を得ますれば略式命令を
出す、略式命令を出す場合にはやはり
検察官の起訴状に書いてあつたとほと
んど同じような文句でもつて略式命令
を書きまして、本人に送達するわけ
でございます。そうすると、送達にあた
り手数料がかかります、大分その間に期
間がたつておりますから、所在が転々
としたり何かいたしまして、なかなか
送達しにくい面ができるわけです。
そこにも大分こぼれて落ちる面がで
きて来るわけです。それから今度送達
いたしまして、本人に特に不服がない
と、十四日間たてばこれが確定いたし
ます。確定いたしますと、その一件記
録が検察庁にもどつて参ります、今
度はいよいよ刑の執行という段階にな
るわけでありまして。刑の執行の場合に
は、検察官のお考えによつて納付命令
を出しております。その納付命令で最
初にすなわち罰金を納めて来るのが半
分くらい、その後なかなかまた所在が
転々としておつたり、なかなか執行の
徴収という面がうまく行かない、こう
いうような実情にあるわけでございま
す。

その中で今度の法律では最初の違反
を発見したときに一応免許証を預かつ
ておいて、そのかわり保管証を渡す
その保管証を持つておれば、運転をす
るには無免許運転にはならないので、
それにはさしつかえない。それでまた
現在の道路交通取締法で免許証の呈示
を求められる場合がございまして。その
呈示の義務に違反いたしますと、処罰
されることになっておりますが、その
保管証を持つておればそういう場合も
処罰はされない、それで間に合せるこ
とができるというふうに手当をいたし
まして、運転手が業務を遂行する上
においてさしつかえないようにいたし
ました。そのかわり免許証は一週間な
ら一週間の有効期間を限つて預かつて
おいて、本人が出て来れば返してやる
ということにいたしますれば、出頭確
保の面で延びておる分がぐつと縮まつ
て参ります。それで本人が出て来た
ところを警察の方に呼び出す。これは理
想的には検察官も同じ建物にいて裁判
所もすぐ近くにあるという形がいい、
できれば同一の構内ぐらゐるところに
呼び出して、そして流れ作業式に
ずつと今の手続を進めて行く、そのか
わり現在の略式手続で行きますと、裁
判所の手続においては書類を非常にた
くさんつくらなければいけません。そ
ういふ面は一切省いてしまふ。しかし
それじやまた実際の上の審理が簡略に
なるといけないというので、今度は裁
判官が現実に本人を目の前に呼んで、
お前こういうふうな起訴があつたけれ
ども、事実どうだろうかと言つて、弁
解を聞くわけです。本人がその通り相
違ひありませんと言つて、間違ひない
いうことであるすれば、それと現認
報告書なんかを照し合せて間違ひない
という心証を得れば、今度は口頭で即
決裁判でお前は罰金幾らということ
を言い渡す。それから執行の面は、執行
のために非常に時間を要しております

ので、その場合にもし本人が金でも用
意して来ておられますれば、それじや罰
金を納められるかと聞いて、納められ
ますと言へば、それじや二千元かりに
納めて行けというので、仮納付の判決
を言い渡す。そこで二千元なら二千元
を納めて行くということになれば、そ
の執行の面も流れ作業で一日で片づい
てしまふというところを実は考えたわけ
でございます。

それで全体の目数を見て参ります
と、これは統計諸表にも載せてござい
ますが、これは大体の計算でございま
すが、全体で百九日、事犯の発生から
刑の執行まで一件処理するのに百九日
かかるという統計になっております。
その部面をどこにそんなに長くかかる
原因があるのだろうかたどつて行き
ますと、本人の出頭がうまく行か
ない、そして出頭を確保する措置を講
じて行く。それから裁判所へ書類なん
かをつくつて出す。そういう書類を簡
易化して行く。それと事件の實體の判断
がおろそかになつちやいけないとい
うので、本人を目の前に呼んで直接調
べて行く。その上で書類を出すというこ
とになれば手続は非常に簡便になりま
すが、事件の實體をきわめる上におい
てはむしろ現在よりも丁寧になるのじ
やなからうかというので、その面を考
へたのです。それからもう一つ執行の
面で非常に手間取りますから、その面
で、今度仮納付という制度の要件を、
現在訴訟法にございまして仮納付制度の
要件を緩和いたしまして、裁判所の相
当と認めるとき、言いかえますなら
ば、本人がその当時大体金を持つてい
そうな場合には、それで本人が異議の
ない場合には仮納付の裁判を言い渡し

て、その場合にもし本人が金でも用
意して来ておられますれば、それじや罰
金を納められるかと聞いて、納められ
ますと言へば、それじや二千元かりに
納めて行けというので、仮納付の判決
を言い渡す。そこで二千元なら二千元
を納めて行くということになれば、そ
の執行の面も流れ作業で一日で片づい
てしまふというところを実は考えたわけ
でございます。

それで全体の目数を見て参ります
と、これは統計諸表にも載せてござい
ますが、これは大体の計算でございま
すが、全体で百九日、事犯の発生から
刑の執行まで一件処理するのに百九日
かかるという統計になっております。
その部面をどこにそんなに長くかかる
原因があるのだろうかたどつて行き
ますと、本人の出頭がうまく行か
ない、そして出頭を確保する措置を講
じて行く。それから裁判所へ書類なん
かをつくつて出す。そういう書類を簡
易化して行く。それと事件の實體の判断
がおろそかになつちやいけないとい
うので、本人を目の前に呼んで直接調
べて行く。その上で書類を出すというこ
とになれば手続は非常に簡便になりま
すが、事件の實體をきわめる上におい
てはむしろ現在よりも丁寧になるのじ
やなからうかというので、その面を考
へたのです。それからもう一つ執行の
面で、今度仮納付という制度の要件を、
現在訴訟法にございまして仮納付制度の
要件を緩和いたしまして、裁判所の相
当と認めるとき、言いかえますなら
ば、本人がその当時大体金を持つてい
そうな場合には、それで本人が異議の
ない場合には仮納付の裁判を言い渡し

て、その場合にもし本人が金でも用
意して来ておられますれば、それじや罰
金を納められるかと聞いて、納められ
ますと言へば、それじや二千元かりに
納めて行けというので、仮納付の判決
を言い渡す。そこで二千元なら二千元
を納めて行くということになれば、そ
の執行の面も流れ作業で一日で片づい
てしまふというところを実は考えたわけ
でございます。

それで全体の目数を見て参ります
と、これは統計諸表にも載せてござい
ますが、これは大体の計算でございま
すが、全体で百九日、事犯の発生から
刑の執行まで一件処理するのに百九日
かかるという統計になっております。
その部面をどこにそんなに長くかかる
原因があるのだろうかたどつて行き
ますと、本人の出頭がうまく行か
ない、そして出頭を確保する措置を講
じて行く。それから裁判所へ書類なん
かをつくつて出す。そういう書類を簡
易化して行く。それと事件の實體の判断
がおろそかになつちやいけないとい
うので、本人を目の前に呼んで直接調
べて行く。その上で書類を出すというこ
とになれば手続は非常に簡便になりま
すが、事件の實體をきわめる上におい
てはむしろ現在よりも丁寧になるのじ
やなからうかというので、その面を考
へたのです。それからもう一つ執行の
面で、今度仮納付という制度の要件を、
現在訴訟法にございまして仮納付制度の
要件を緩和いたしまして、裁判所の相
当と認めるとき、言いかえますなら
ば、本人がその当時大体金を持つてい
そうな場合には、それで本人が異議の
ない場合には仮納付の裁判を言い渡し

から行くといへん名案のようだが、
そういう面に変に悪用される危険も多
分にある。こういう点はあなたの方及
び国警の方面はどういうふうにお考え
になつておるか。これは十分御研究の
上でしょうが、これはこれから先の手
当でもいろいろ考へて十分やつて行け
る問題ではあると思ふのですが、すでに
研究され、現在お考えになつておるとこ
ろをひとつ承つておきたいと思ふ。
○下牧説明員 ごもつともな質問でござ
います。その点私どもも相当考へ
たわけでございます。現在考へており
ます保管証には交付の年月日とか、そ
れを交付した警察官の官氏名、その他
運転免許証の番号、それから運転免許
証をいつ交付したか、検査の期限、ど
この公安委員会でもらつたか、それか
ら運転免許証を受けた本籍氏名、それ
いうものを全部記載いたします。それ
から運転免許の種別も記載いたしま
す。いつそれを受けたか、年月日も記
載いたします。それから保管証の有効
期間、これを大体今日と考へており
ますが、七日ということでは短か
い、それでそれに写真が張られれば一
番悪用防止になると思ふます。それ
も、それに写真が張るというものは、
かえつて非常に手数がこみましてめん
どうにもなりますので、その点をどう
防ぐかというので、できるだけ有効期
間を短かくする。しかしながら大体今
の流しのタクシーの運転手なんか、二
十四時間勤務で一日置きに働いておる
状況であります。それで本人の都合を
聞いて、そしてこの日非番だから、
この日がぐあいがいいといった日に、
大体指定するようにしたらどうか。し
かしその有効期間は七日にいたします

が、その指定は実際二日目か三日目と
いうぐあいに、ごくわずかの期間にい
たしたい、かように考へておるわけ
あります。その期間保管証を持つてお
れば、運転免許証にかかりますけれど
も、今度出て参りますれば必ず免許証
は返して、保管証とちろんこれは引
きかえであります。運転免許証を返
すわけでありまして、それで三日か四日
の間の措置とすれば、まあこれ
何とか悪用の方は防止できるのじやな
いだろうか。それからこれを交付する警
察官が、かつてに私的に頼まれて、ち
よつと融通してやるようなことがあつ
ても困りますので、そういう場合には
複写にとつておきまして、一連番号を
つけて複写の保管用紙をつけておきま
して、複写で書いた保管証を一つ相手
方に渡します。その控えが残つており
ますから、それを上司が検査すること
と、現認報告書のこの関係でらみ合
せて行けば、かつてに融通ができな
いというよりなことで、そちらの方も防
止できるのじやないか、大体そのよう
に考へております。

○林(信)委員 先ほども申しますよう
に、これはいろいろ考へる余地の十分
ある、具体的な扱い方の問題です。か
ら、御注意を願つておきます。
そこで端的に箇条的に伺ひますが、
警察では調書をつくりまして、つくり
ません。検察庁のように、一応開取
書等の調書をつくりまして、あるいは
現場の何をつくりまして、公判といひ
まして即決裁判手続で、裁判所では
やはりこれは調書はできるだろうと思
うのですが、証拠決定をすれば、証拠
決定をしたような、それだけの調書、
この辺の書類関係を中心にしてしま
う程度のものでござりまするか、順次
でござりまするか、申しますか。
○下牧説明員 現在は先ほど申し上げ
ましたように、現認報告書は必ずつく
ております。それから警察へ呼び出し
た場合に、警察で調書を作る事件とら
ない事件とござります。現認報告書の
何が非常に不十分のような場合には、
それを補充いたしまして、そして警察
で調書をとつております。検察庁に事
件が送致されて、検察庁では、大
部分は警察の調書に間違いがなければ
そのまま調書をとつております。
しかしながら調書をとるものもございま
すので、これは統計諸表には載つて
ございせん。別の資料によりまして、
これは昨年調べた統計でございませ
うが、調書を全然作成いたさないもの、
これは東京では八四％という数字が
出ております。八割余りは調書を
作成せずにやつておりますが、全国平
均で申しますと、二五・三％という数
字が出ております。全国的には調書は
作成せずにいたしたというのは非常に
少いわけですが、東京なんかのよう
に非常に事件が輻湊しているものは、
この手数を省いて、できるだけ検察庁
で調書を作成せずにそのまま処理して
いるのが多い、こういうことになつて
おります。それから被疑者の供述調書
だけを作成するものが東京では一二％
という数字が出ておりますが、全国
平均ですと、六六・六％という数字が
出ておりますので、いなかの方では相
当調書を取直して丁寧にやつてい
る。東京のように非常に事件の輻湊して
いるところはできるだけ調書をとらずに
簡便にやつております。
それから参考人のほかに被疑者の調
書をつくつておるといふのは、これ
は全国平均で約八割くらいのもので
ございませう。東京で申しますれば、両
方合せて約四割程度のもので、参
考人の調書までとることになり
ますと、相当全国的に少くなつてお
ります。大体被疑者の弁解を聞いて調
書をとるといふのが大部分でございま
す。それが現状であります。
それから略式手続で行う場合の手続
でございませう。今度の場合は、警察か
ら検察官が起訴するまでの手続は従前
通り、裁判所に行きましてから裁判官
が略式命令を出す場合に、今までは本
人に事情も聞かず、やみで出しておつ
たのを一応本人に確かめてやるという
ことにいたしましたので、裁判所にお
きましては調書は全然つくらないとい
うのを原則とするという頭でわれ／＼
どもは考へております。と申します
は、しかしながら本人の自白一本だけ
でやるというのじやないの、やはり
現認報告書、そのほか警察官のつくつ
た調書、検察官の調書を提出しなけれ
ばならないことになつております。か
ら、そういうものは一応検察官が一緒
にくつつけて出すわけでありませう。そ
ういふものと合せてちよつと本人に確
かめてみた上で、間違ひがないといふ
ものだけをやる。しかもそれはなぜそ
うしたのかといふこと、簡易公判
の手続をやることについて本人に異議が
ある場合には、この手続でもできない
のであります。ですから検察官の方で
は本人に異議があるかどうか確かめな
ければなりません。ただその場合に略
式手続におけるがごとく書面同意書
をとる必要はない。と申しますのは、
当然本人は裁判官の面前に参りますか
ら、文句があれば裁判官に言うはずで
すから、書面を出す必要はない。裁判官
に文句が出れば、審理がいかなる過程
にあるかを問はず即決裁判にできないで
正式にまわさなければならぬといふ
ことになつておりますので、裁判所
における調書は全然つくらない。ただ裁
判を宣告した場合に、その宣告の内容
を記録にとどめておかなければいけ
ないという点だけを押えておる、こう
いうわけでありませう。

○林(信)委員 裁判所の書類関係の手
続についてはたいへん違つて来るとい
うお話であります。そうすると、証
人を呼んでも参考人を呼んでも、メモ
くらいはおとりになるかしらぬが、
いわゆる法廷の書類はできない。及び
統行関係のこと等もあるが、これは後
によくお尋ねしてみようと思ふので
が、その期日における経過についても
調書はない。しこうして最後に審判は
なされる。それは判決なんですよ。
前に申し上げるように調書ができない
で審判の書類だけはできるといふの
は、それは判決書なんですよ。つ
け加えて申しますと、これは裁判所の
判事さんはいへん忙しくなるかしら
ないが、書記さんはいへん忙しくなる
ことになるようだが、それはそれでか
まわないわけだけれども、そうなるの
でしようか。
○下牧説明員 即決裁判の性質がどう
いう性格を持った裁判であるかとい
うのは、これは問題のあるところだ
いまして、私も略式命令と同様に
考へております。今も略式命令は、決
定であるか命令であるか、これは学説
上いろいろ議論のあるところだとい

第一類第四号 法務委員会議錄第十一号 昭和二十九年二月二十五日

金払うつもりでみんな公園に置きっぱなしにしておくと、おまわりが何か来て紙きれを渡して行く。翌日その紙きれとお金を持って行けば、事は済んでしまふというやうなやり方をやつています。これは市の財源になるらしい。それも罰としてあれ以上はどうかと思ひますけれども、裁判という名前を用いて、それを非常に簡略にやつてしまふという事は、これは裁判の民主化というても似て非なる民主化になつてしまつて、裁判というものが安っぽくなつてしまふおそれがあるのではないかと。正式裁判と普通の裁判といふたつて受ける者はやつぱりみんな裁判と考えるのです。そこでそういう懸念はないものでしょうか。私はこの法案に反対しやありません。けつこうだと思ふのですけれども、略式というやうなものではなくて、今度は即決裁判といつて、裁判という名前を用いていながら、何かちや／＼と、一日十件も二十件もばつぱとやつてしまふことは、裁判全体を「裁判」といふ言葉に含みまする感傷と申しますか、現在日本の国民が抱いておられます裁判所及び裁判というものの対して、非常に何か軽い、場合によつてはばかにするやうな気分が出やしないか、それが私は心配なものであります。その点はどういふかふうな御考慮をなさつたのであります。

○下牧説明員 おつしやる通り、それは私も非常に重要な点ではございますが、まず第一に規定いたしましたのは公開の法廷であるというやうに、法廷という名のつく場所でないければやらせない。安直に警察のところに持つて行くとか、あるいは一斉取締りの場合に街頭でいたしますとか、出張裁判式な形をとるとかいうことはやめて、とにかく裁判所と名のつくところと呼ぶという事で、まずその点を確保いたしたいというのが第一点であります。法廷というものは、御存じの通り最高裁判所の指定がございませぬと、みだりによそで開けないものでございませぬ。最高裁判所の事務当局に尋ねてみますと、裁判官会議で他に法廷を指定するといふことは、とても少いことで、よほど特別の事情がなければできないといふやうに承つておるわけでございます。その関係で今度の事件も全部が裁判所と名のつくところに一応呼ばれる。そのためには今度は警察と検察官がむしろ裁判所の方に用かけで行く。あるいは検察官と裁判所が同一構内にございませうれば、少くとも警察と検察官は検察官に固まつてやるやうにいたしませんと、この法律通りに動かさない。少くとも本人は裁判所の門をくぐつて行くといふのが第一点でございます。それから、審理するにいたしたしても、やはり被疑事実の要旨は裁判官から告げておきます。それから供述拒否権に類したこともやはり告げることになつておまして、ただかたくなやらないといふだけで、そのやり方といふものは、本人にこゝろがございませぬ。あつたが何か言ひたいことではないか、弁解はないかといふやうにして、弁解を聞く方法として現われて来るわけでありませぬ。しかも私も、こゝろがございませぬ。あつたが何か言ひたいことではないか、事件について、あまりちや／＼ばらばらやるというものは、この法廷では予想してないことなす。ちや／＼ちや／＼ばら／＼で原、被告が攻撃防禦の方法を尽すといふことにならなす。

ば、どうしても正式にまわすべき事件で、こゝろがどうも処理すべきものでなからうと考へますので、むしろ略式で今までやみくもにやつておつたものを、裁判官が本人に一応確かめてやる。お前は罰金幾らといふことで、裁判官の宣告といふことにならなす。これは考へ方の相違でございませぬが、書面でも紙きれでもらうのと、どちらがいかといふと、その面もある程度はしやつと言はれるので、裁判らしい形であるとも言へると思ひます。そういう面でおつしやるやうなおそれが全然ないかといひますと、普通の裁判に比べればそのおそれは多分にございませぬけれども、その辺のところで大體いとおつしやるやうなものはなからうかと考へておるのでございませぬ。

○猪俣委員 実は今略式命令の実情を聞いてみますと、とにかく物不足の時に何か品物を買に行つたやうな調子で、行列をして並んでおりまして、一分ぐらいで、おい、次といふやうにやつておる。あまり事件が多いから結局やういふやうなことも考へられるやうに相なつたと思ひます。そこでけつこうだと思ひますけれども私の憂はることは、簡易裁判もいければ、今言つたやうに、はい、お次はこれといふやうなことで、ちや／＼ちや／＼とやるやうなことが、法廷内で行われます。何だ裁判といふものはちや／＼なものだといふ印象を、大して裁判なんか受けないやうな一般の民衆が受けることが、私は多少心配である。

を十二分に御注意になつていただかぬといけないのではないかと思ふのであります。それが、それに対して、裁判所側はどういふお覚悟で臨みなさるかを承りたいと思ふのであります。

なお立つたついでに一点お尋ねいたしますが、この第二条の「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）又はこれに基く命令に違反する罪にあたる事件をいふ。一といふのが、この交通事件即決裁判手続法の中に入るようになるのでありませうが、警視庁で騒音を抑制する一つの考へ方から、自動車の警笛を取締る警視庁令が何かをつつたとか、つくるとか聞いておりました。欧米あたりでは、自動車の警笛を鳴らすことが非常に少く静かであつて、田中警視總監もアメリカへ行つて非常に感心されたやうであります。が、帰られてさういふことを警視庁令が何かでおつくりになつたといふやうにも聞きますが、さうするとさういふ警笛なんかに対する取締りの法令は、この第二条の中に入るものであります。か、入らぬのでありませうか。入るといひますと、非常に事件が多くなり、それがまた即決裁判にかかるということになる、裁判といふものに對するさつき言つたやうな心配が、ますます出て来るやうな気がいたします。が、ただいまの警笛を取締るやうな法令はこの二条に入りますかどうか、それもひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○江里口最高裁判所説明員 裁判所の方からお答え申し上げますが、この即決裁判手続の事件は、現在すべて略式命令でやつておるのであります。裁判所にこの略式命令として起訴されますと、裁判所の方では略式命令の原本を作成し、さらに、被告人、検察官に送付するために、少くとも謄本を二通こしらへる。これには被告人の住所、職業、氏名、年令、被疑事実等、それから二週間以内に正式裁判の申立てができるというやうな詳細な書面をこしらへた上で送達に付する。送達も内容証明、配達証明で、執達吏の送達に付する、それが、送達報告書の記録が裁判所に返送されまして、これを一々わけて記録に返戻し、その記録を整理した上で検察官に記録を返戻するといふやうなことになるのであります。この手続で裁判所の職員である書記官、書記官補それから雇ひの手数は非常なものなものであります。昨年の十二月の略式命令交通事件の起訴は一万六千件、十二月だけで一万六千件になつておるのであります。年末の三十一日まで書記官や裁判官が仕事をしてもなおかつ六千件ほど持ち越したといふやうなことで、裁判事務の面が非常に煩瑣を来しておるのであります。昨日取調べたところによりますと、昨日の東京における略式命令手続は十一月の十日に起訴された事件を現にやつておるといふやうな状態で、裁判所としてもちや／＼と手をあげた形になつておるのであります。昨年、判事の一に略式命令を処理したのは一人で八十九件といふことになつておるのであります。この即決裁判手続によりまして、さういふ略式命令のやうな書面を書く必要もありませんし、送達の手数もありませんし、送達報告書を処理する手数もありません。記録の整理も非常に簡単に済むので、書記官や雇ひの手数は相当省

けるのでありますが、裁判官が一面面
接をして即決裁判をするということに
なりますので、裁判官の人数は非常に
過重になるのであります。私たちが
方で現在考えておるのは、大体この事
件は一件で十分くらいはかかるだろ
う。そういったしますと、一人で一日に
四十件くらいしか処理できないのであ
ります。現在の裁判官ではどうして
まかない切れぬのです。大都市のこ
の事件の多いところでは、どうしても
裁判官の増員が必要である。私たちの
方で計算をしたところによりますと、
東京では十五人、それから京都、大阪
等二人、大体十七人の裁判官が現在
よりも必要になつて来る。それから現
在は略式命令で公開の法廷ではやつて
いないのでありますが、これを公開の
法廷でやるといふと、どうして
も専門の法廷が三十人といふはいる。そ
れも裁判の権威のために公開の法廷で
やるということが必要になつて来るわけ
であります。いたずらに裁判所外で
やるというようなことは考えていない
のであります。法廷も三十人といふは
増設して行かなくちゃいかぬ。現在こ
れは大蔵省に折衝中でありまして、こ
ういう手続ができなければ、裁判所とし
てはちよつとこの手続を受けかねる
よりであります。そういう現状になつ
ておるよりであります。当委員会にお
かれましては、このいい法律を通され
るにつかしましては、ひとつ予算的な方
面も応援していただきたい、かように
思うものであります。

○下牧説明員 警備のお尋ねでござい
ますが、これは道路交通取締法施行令
の第十七条第一号に、「安全な運転の

ために必要な場合を除き、警告器を鳴
らさないこと。これに当ります。その
ほかに都の条例ができておりまして、
制限する規定があるようでございます
が、都条例の方はこの法律には乗つて
参りません。この違反だけが乗つて参
る、こういう関係になると思つてであ
ります。

○高橋(補)委員 一問だけ関連し
て……。今最高裁判所の方からお答え
になつた中に、裁判官の増員とか法廷
の増設の必要があるというお話であつ
たわけですが、私もこの法律が実施され
るということになりますと、そういう
こともやむを得ないというところを考
えるのですが、そこで一体法律をつくつ
たのいいのか悪いのか非常な疑問があ
るわけですが、前にすでに説明があつ
たかもしませんが、略式命令の制度
だけで行つたのいいのか、この交通
事件即決裁判手続法の方法も、そこに
新しくひとつ設けて、両方の制度を生
かして行くという方がいいのか。こ
れはまだ大きな疑問があると思つ
た。この裁判の本質的な問題に関
連して……。ところがそのほかに私の
非常に憂えますのは、こういう制度が
かえつて訴訟の遅延を来すというやう
なことになるのじやないか。略式命令
の制度であるとはおつしやつたよ
うに、たぐさんの書類をつくる等の煩瑣
な点は認められるのですが、しかし
その略式命令によらないで、これを
即決裁判手続に持つて参るといふこと
になりますと、これはまた、書類
はつくらないけれども相当の時間と、
係官の労力というものも——これは
私の今の法案を見て感じたことなん

でありますけれども、よほどのものを
必要とするという感じがするのです。
略式命令の方がむしろ簡単に能率的に
行くんじゃないか。この制度を設ける
ことによつて、むしろ交通事件の処理
が遅延するやうなことになるのではな
いだろうかというところをお尋ねしま
す。そういうふうになると、結局費用、
人的、物的の設備というところが出て
来るのですが、今御存じのように予算
をふやすというところは、これは日本の
いろ／＼な面から考えまして、できる
だけ差控へなければならぬところであ
ると思つてあります。今までより
は新しい制度を設けて、そして裁判を
受ける側には、私はそう特別な利益と
いうものはないと思つます。それにも
かかわらず裁判官をふやし、法廷をふ
やす等の費用が必要になつて、予算の
増加ということになると、結局は国民
の負担ということになるわけでありま
すから、そういう面からもよほどこ
れは検討しなければならぬ。

そこで私のお尋ねいたしたいのは、
これは本日用意していらつしやれば別
ですけれども、それでないとなか／＼
むずかしい問題だと思われまして、
略式命令制度でやるだけで考えられる
費用と、この裁判手続の方法をとるこ
とによつて必要な費用と、この経費の
関係、それに結局は経費ということにな
るのですが、人員の増加、物的設備
というやうなものについて詳細に調査
した結果を明らかにしていただければ
いいと思つたのですが、これは非常に重
大な問題であると私は考えますから、
この点についてお尋ねをいたしたいと
思ひます。

○江里口最高裁判所説明員 ただいま
のお話ごもつともなところでありま
す。裁判所といたしましては、書記官、そ
れから雇ひの手は非常に省けますが、
裁判官は非常に負担になる。しかし裁
判所の全体といたしましては、この手
続の方を希望しておるわけでありま
す。しかし先ほど申し上げましたよう
に、裁判官の人員の増加それから法廷
の増設がどうしても必要である。これ
は昨年のこの事件の統計から出ました
数を、裁判官が一日に一件十分とい
しまして四十件できる。毎日開廷で一
年に三百日といふと二万二千件、
一人の裁判官が専門の一つの法廷を使
つて処理をするという計数から勘案
いたしてみますと、東京の地方管内の
大きい簡易裁判所でどうして二十二
、その内訳は、東京の簡易裁判所で十
、新宿、台東、隅田、大森、渋谷い
ずれも非常に交通量の多いところを
おる簡易裁判所でありまして、こ
れを二つ、それから中野の簡易裁
判所と葛飾の簡易裁判所でそれ／＼一
つ、それから大阪の簡易裁判所で二
つ、大阪の都島の簡易裁判所、阿倍野
簡易裁判所でそれ／＼一つ、それから
京都の簡易裁判所で一つ、それから神
戸、福岡の簡易裁判所でそれ／＼一つ
の専門の法廷が必要だ。これだけは現
在は略式命令でやつておりますので、
法廷がございせん。三十の法廷はど
うしても必要であります。

簡易裁判所で一人、大阪の都島の簡易
裁判所で一人、都合十七人はどうして
も増員をお願いいたさなければなら
ぬ、こういうふうに思つておるのであ
ります。

法廷の増設につきましては、この法
案が非常に立案される時期がおそかつ
たせいもありまして、来年度の予算が
でき上つて後にこの法廷の増設、そ
れから人員の増加が必要であるとい
うことといたしまして大蔵省と折衝中
であります。ただ法廷の増設につきま
しては、現在の簡易裁判所にかゝる敷
地の余裕があるのかどうか、あるいは
それに付随して判事室やその他の付属
設備があるかどうかという点はた
いま調査中でありまして、詳細な計
数がまだ出ないのではありませんが、
これは至急に詳細な計数を明らかにし
て本委員会の方に提出したい、か
ように思つておるのであります。先
ほどちよつと書記官は何もやるこ
とがないかといふようなお話が出た
ように思ふのでありますが、なるほど
書記官の手は省けるのでありますが、
やはりそれ／＼一人ずつ公開の法廷に
立ち会ふといふことになりまして、
従つて書記官の増員ということも必
要になつて来るわけではあります
が、この点は私の方では、現在の上
のような時期でありますので、何と
か法廷と裁判官だけ、書記官の方は
繰合して処理したい、かうい
うふうに考えております。

○高橋(補)委員 今お尋ねしたのは大
体国の方の側の費用等についてであ
りますが、今度は裁判を受ける側、い
わゆる国民の立場から考えてみる必
要があると思つたのです。略式命令
ですと裁判所に出願する必要がない
わけであり

ますが、この即決裁判手続によると裁判所に出席しなければならぬ。裁判所に出席するという事になりますと、都会のこういう方面に知識のある人は、そうでもないでしようけれども、そうでないという事件に経験のない人は、まあこれは裁判所に出るんだからひとつ弁護人にでも相談しなければならぬだろう、こういうことになって来る。さて裁判所へ出て参りますと、よく裁判所の控室では、裁判所は待つところなりというふうなことを言いながら相当の時間待つておるのです。弁護人でも、弁護人は待つ仕事なりなんと言いながら相当長い時間待つておるわけ、結局出れば一日つぶれると考えるやならぬのです。そうしますと、今の日本の国民の生活の実情等から見ますと、これは実はいへんなことなんです。月給をもらつておる人はいいのですけれども、日当をもらつておる人はいへんな人にとつては大打撃であります。そうして会社等に勤めておる人たちは、一日休むことによつて皆勤手当なんか、奨励金なんかもらえなくなるのです。一月皆勤すれば千円から千円の皆勤手当がもらえぬものを、一日休むことによつてその千円を棒に振つてしまわなければならぬということがあるわけなんです。そういうことも私は新しい制度を打立てる場合にはよく考えなきゃならぬと考へますから、国の方としても予算を増額しなければならぬ、こういうお考えであるところへもつて参りまして、裁判を受ける国民側の方でも、これはまた非常な時間、労力、費用というものを必要とするということになつて参るわけでありまふ。裁判所に出席しろと言われるこ

とは、日本の国民の現在の知識をもつてすれば決して愉快なことではないのです。本人が一人出席するということによつて、一家が非常に憂鬱な気分になつて取越し苦勞をし、必要以上の心配をする、こういうことになるわけでありまふ。私も實際事件を担当して経験したところでありまふが、略式命令に關する正式の裁判をしてもらつて、そうして正式の判決を得たいと思ふにもかかわらず、その母親とかあるいは妻のごとき、どうも世間体ははずかしいし、またどういふことになるかわからぬというやうな不安から、もし正式裁判の申立てでもして裁判所へ出るようなことがあれば、私はもう離婚するなんというやうな妻があつたことを経験しますが、そういうふうな裁判所へ出るということも、役所側から見れば実に簡単なことですけれども、被告人として法廷に立つたために呼出しを受けるということ自体は、精神的にもたいへんな打撃になるわけですから、被告人側すなわち国民側のそれに要する経費とか、あるいはそれに關連して起る精神的な打撃といふやうなことも、これは十分考へなければならぬと思ふのであります。国民が犠牲を払い、また国家も相當の犠牲を払つて新しい制度を打立てて、しかもこれがかえつて訴訟を遅延せしめるというやうな結果になつたら実にばか／＼しい制度だといふことになりまふから、これらを総合してこの制度を検討して行かなければならぬと思つておるのであります、この国民側の

立場に關してどういふふうに御研究になつておるか、その点をお伺ひいたしたいのであります。

○下牧説明員 現在の略式命令手続によりまふ場合も、原則としては一応檢察庁に呼び出して、そうして檢察庁で調べた上で同意書というのをとりまして起訴してゐるわけでありまふ。それで特殊の例外といたしまして、雪が非常に降つて呼び出すのたいへんだといふやうな場合には書面で照会しておることもないとは言へませんが、原則はそういうふうなことになるつもりです。その機会に本人に簡易公判手続といふものはこういうものだ、略式といふものはこういうものだ、正式でやればこういうことになるというのを檢察官から告げまして、そうして簡易公判手続によることにして本人に異議がない場合に限つて簡易公判手続にまわすわけです。まわしたらその出て来たついでに今度は裁判所へ行つて罰金の宣告を受けて来る、場合によつては仮納付として罰金を納めて来てもいい、こういうことになるわけでありまふ。むしろ刑の罰金を納めるためにまた出て来るとか、あるいはそれから警察にも一回呼び出され、また檢察庁にも呼び出される、そういうやうに何回も出席させられるのを大体一回の出頭でもつてまかなえるやうにいたしたいというのがこの法案のねらいであります。その意味におきまして本人の負担はむしろある程度緩和されるのじやなからうか、こういうやうに考へておる次第であります。

それからもう一つ、人員と設備の点でございますが、裁判所からお話のございましたのは、こもつともな点で、理想的にこの法律を動かすためには、裁判所のおつしやるやうなことに相なるかと存じます。ただこの略式手続で檢察官が警察へ出張したりして非常なスピードをかけて処理いたしてあります。その経験によりまふと、最初檢察官がふなれなときには大体日に六十件ぐらゐの処理能力しかない。普通になりまして百件ぐらゐの処理能力を持つて参りまして、それから相當老練になつて参りますと百二十件ぐらゐの処理ができるわけでございます。そこで今度のこの手続によりまして事件を裁判所にまわした場合には、檢察官が檢察官の取調べのときから争ひがある事件を裁判所にまわすといふことであります。これは非常に裁判所の手数が込むことになるだらうと思ひますが、そういう事件は元來まわせない、この即決裁判手続には親しまない事件でございます。檢察官がまわす事件といふのは、ほんとうに争ひのない事件だけをまわして行く、またそのねらいでできておる法律でございます。そういたしますと、とにかく即決裁判手続はどういうものだといふやうな説明、また略式手続はどういうものかといふ説明を檢察官がする。そういうことは裁判官がする必要はございません。それからほんとうの通常の裁判のやり方を説明して、お前さん、どれを認めるかといふやうな手続の説明の必要もございませんし、それから特に檢察官が起訴いたしました場合の略式命令の手続として起訴状を書かなければならぬませんが、そういう手続もいりませんし、それから事件は大体檢察官が調べて、それをして実体を確かめておる場合が多いのでございませう。割合にスムーズに行く事

件さえまわせばその事件は檢察官がやるよりもスムーズに行くのではなからうか、かように考へます。最初のふなれの間は一挙に一日に百件も二百件もといふ大きな数字は期待することはできないので、四十件とか、おつしやるやうなところから始めなければならぬと思ひますが、だん／＼になれるに従ひましてその処理能力は向上して行くのではなからうか、かように考へております。そこで檢察官としては何でもかんでもこの手続で裁判所に送つて、裁判所が手を上げるといふやうなことをいたしましては、せつかくの手続が死んで参りますから、その点を実情を勘案して、そうして裁判所の処理能力とあわせて徐々にこの手続に乗せて行くやうに運営して行くといふやうにわれわれとしては心がけたい、かように考へるわけでありまふ。

○林信委員 ただいま制度に關する問題がいろいろ出て来たやうですが、私も今まで制度に關する質問を試み、なお何つてみたい点が残つておるのです。

この制度については十分考へなければならぬことは當然であります。また数が多いたうですが、ちよつと考へましても、いやしくも裁判の名を持ち、法案によりまして公開の法廷でやるというやうないわゆる通常の裁判手続を思はせるものがあるかと思ひます。と、檢察は特に立ち会わなくてもよろしい、弁護人も選任しなければならぬでもない、また選任することを告知しなくてもよろしい、あるいは出ておつて来てなくてもよろしいといふことで、形の上で通常の裁判らしいものを持つ

ておるかと思えば、またそういう面ではそうでないことになっております。当局はこれは公判前のもので通常の裁判とは全然違ふのだ、こう言われておるのであります。しかるにこれだけのことをやればやはり相当の人を要し、費用を要するのだと言つておられまして、なか／＼困つておるが、やりたは、しかし制度からいへば憲法違反ではない、憲法違反という言葉をを用いるのなら、略式手続は憲法に違反するのじやないかという議論もあつたが、これはそれよりもつとまがいの手続になつておりますから、はたしてそういうまがいの手続が、憲法の趣旨から参りまして、憲法の本旨とするところを照して容認し得るかどうかという問題もあるかと思ふのですが、それでも押してやろうとする実益を思ひますれば、これは私は必ずしも反対はいたしませんけれども、そこでおよそ裁判所として関与する限界をどの程度に置くか、略式で行けるようなものは略式でやるといふ事柄けれども、略式でなくてこれでもやることも必ずしも悪くないようなものはやつたらどうかというところは、先刻私も意見を申し述べてみたのですが、そういうように裁判所が非常に重荷を負つて何もかもやらなければならぬというようなことを考へずに、これも他の委員からの牽連質問で出ましたように、もつと簡単なものは簡単なところで取扱つたらどうか。この道路交通法による刑事罰としての罰則の中には、行政罰に持つて行つてしまつて足るものがあるのじやないか。そういう方も考へて、そつちの方を整理しちやつて、そつちの方から除外をしますと、大分負担が軽くな

つて来るのじやないか。しかしこれはアメリカの実例等も言われて、なかなか弊害もありましよう。非常な弊害のあるものはまた別にしなければならぬが、少くともまあ／＼と思ふようなものは行政罰でやるのが適当じやないか。ことに道路交通関係は、その制裁を受けることは罰金刑程度のもので多くて、その受ける刑罰的な気持ちから参りますと大したものじやない。むしろその処罰を受けることによつて運転免許の停止あるいは取消しというようないはただちにその処分をされるということがある、大きな刑罰価値を伴つて来ることも多いと思ふ。そういたしますと、直接の処罰はむしろある程度行政罰にまかせてしまふ。警察官がただちに現金の授受まではできないでしよるが、そこである程度の申渡しをして、それを承認するならばこれを警察官へ納めるといふような方法で足るものがある程度あるのじやないか。そういうものをのけて参りますと、御懸念のような裁判所の負担も軽くなつて参りまして、裁判の本質的なものに触れる面も少くなつて来ると思ふのです。これに牽連いたしまして、即決裁判という名称、これは今鑑治君から座談的に意見があつて私もそう思ふのですが、初めて出て来る名前である。簡易手続といつたようなものは刑罰法等にもありますし、その程度の言葉はよろしいと思ひますが、即決裁判とまで言わずに、特別裁判という程度で表現したらどうか。先刻江里口さんのお話によりますと、これはスピード裁判として一件十分ぐらいと言われた。おそろく裁判官はそれに拘束され

ることはないと思ひますけれども、そういう気持ちでやつておきますと、いやしくも裁判と名のつきましますものが、きわめて軽くなつて来やしないか。これは他の委員からも同様な発言がありましたが、私もそう思われる。どうも適当でないように思ふ。裁判官の御苦心もい／＼あると思ひますが、裁判官は、即決裁判というものは、通常の手続の刑事裁判では、なか／＼お好みにならない。これはいやなことださうです。はやり時間を置いて――通常一週間ぐらいですが、大事件は別でなければ――でも……。即日その場でというやつは、どうもあとで考へるとあつたということが聞かあるという経験談を聞くのです。私は裁判のことをやつた経験は全然持ちませんが、そういうことを思ふと、即決ということ自体もうすでに問題であると思ふのです。そういうことが真理があると思ふと、そういうことで裁判を受けることは、訴訟関係人の決して敬服することではないだらう。そのところは十分で、その場でというようなことでなくて、書類をつくらぬというよりは、やはり即決裁判は特別裁判と直して、審判書でも何でもさういふものを書いて、理由までを除いても、ある点までさういふものを書いて、あとから送つてやつてもいいんじゃないか。何だか聞いたばかりではたよりなくて、間違つていいんじゃないかという杞憂がある。書いたものは何かたよりになるのです。そこで言い渡すまでは若干の時時間を置いて結論を出されて、それを書面で送る。これも審理が済んでしまつてそこから先だつたら、このために延びる日にはは限られたものです。そのために

訴訟遅延とまでは言えない。これはひとと考へなければならぬことじやないかと思ふのですが、そういうことをお考へになつたことはあります。なお今日の御心境を伺いたい。これについて行政罰をもつて行きます場合に關連いたしますから、この際警察の警備交通関係の方がお見えですから、お伺ひいたします。最も多いのは速度違反だと思ひます。実数的にはもちろん私はわかりませんが、ちよつと見ておきますと、ストッブ・ウォッチかなんかで追つかけて行つてとめておいて、ごた／＼やつて、そこで認められた方にやつて行つて行つて。そこで認められればいいのですが、認めない場合はどうされていくのですか。ストッブ・ウォッチが証拠で、それを持つて検事さんのところへ行つて調書をとつてもらへば、それで事件は進んで行くものなんでしょうか。あるいはスピード違反ですから、本法案は対象にしておらぬかもしれませんが、ひき逃げをしてしまつたという場合には、自動車のナンバーだけを覚えていただけで足りるのか。何か写真版でこういうものをとるような確な方法が行われておりますか。これはこういう手続の起る前の一種の検査の問題なんですか、牽連して警察関係の方に尋ねたいです。以上制度に關する問題についてお伺ひいたします。

○下牧説明員 行政罰の問題でございますが、こまかく整理いたしますと、ある程度過料に落してもいいものもあるのじやないかと存じます。ただすべてを行政罰に譲るかどうかということ、非常に大きな問題で、ただちにそれは参らないかと存じます。これらの点は道交法の改正とかそういうつた際にもつとよく考へるべき点だと思ひます。それから即決裁判という名称でございますが、私どももこれは何かこの手続の性格が出るような簡単ないい言葉がないかと思つて苦心いたしましたのであります。ずつと最初は簡易裁判という言葉を考へておつたのでございまして、ところがどうも先般御審議いただきました簡易公判手続と混同しそうなので、今度の手続はあくまでも手続を簡易化するといふのじやございせんので、現在ある略式手続を画面でやるのを廃するかわりに、本人にちよつと確かめてみる機会を与えて実体を確保して行こう、こういう頭でつくつております。すぐその日にずつと流れ作業式にやる、そういう性格を出すためには、即決裁判という言葉がまあ／＼いいんじゃないかろうかというので、これを選んだわけでありまして、もつといふ言葉がございまして、あえてこれは固執するわけじやございせん。それから即日判決を言い渡すのはどうかというお尋ねでございますが、一般の裁判につきましては、おつしやる通りの議論が正しいかと存じます。ただ交通事件の特殊性をいたしまして、大体事件が定型化してゐる、信号無視にいたしましては、ただ赤信号のところを通つたか通らぬか、通行禁止区域のところを通つたか通らぬか、スピードだつたら、制限速度を越えてゐるか越えてゐないかということについて、それから駐車違反にいたしましては、駐車禁止区域に車をとめたかとなないかというふうなもので、内容的には普通のい／＼ニュアンスのある事件と

は違ひまして、単純化されておる性質のものでございます。その意味でこういう手続が合うのじやなからうか、そのためにこの手続を乗せる範囲も、大部分の定型化されたものの、しかも非常に事件数の多いものに限つて乗せるというふうにいたしましたので、その他のことを一般的に申しますればおつしやる通りになると思ひますが、交通事件の特殊性にかんがみてこの手続が適当じやなからうか、かように考えるわけでございます。

○江里口最高裁判所説明員 裁判の即決はやらない方がいじやないかという御意見まことにござつてもあります。普通事件については即決はほとんど行われておりません。裁判官は審理を尽くした上で十分考へてから言ひ渡す。従ひまして普通であれば一週間、重要な事件であれば半年も先に言ひ渡すというふうなことになるのであります。この事件はただいま下牧説明員から説明のありました通りに事案が大体簡微であります。定型化された形式犯というのが普通でありますし、大体私は現行犯じやないかと思ひます。争ひがあまりないかと思ひます。争ひが普通じやないか、十分は短か過ぎてちやつ／＼とやられて裁判はおろそかになるとお考へになるのもまことにござつてもあります。これは大体平均が十分くらいでいいだらうという私達の考へであります。あるいは十分かからないものもありましようし、また一日で済まなくて翌日もまた続行して、現実に参考人に来てもらつて調べる、普通の公判手続にするほどではないが、参考人に聞いておきたいという場合には、

期日をまた続けるというふうなこともあつて、決して十分で簡単にやつてしまふというわけではないのであります。なお略式命令であれば不服があつても、先ほど高橋委員のお言葉にありました通りに、不服があつても、正式の裁判に持つて行かれちや困るというふうなことから不服を申し立てたとしてもそのまま泣寝入りをするというふうなこともあるいはあるかもしれせんが、この手続によりまして、一々裁判官が面接した上でその弁解を聞くという方法で、この手続はむしろ弁解を聞くというのが主になると思ひます。でありまして、被告人のために丁重な手続になる、しかも即決でやらなければならぬというわけではないのであります。慎重に考慮する必要がある事件は、また期日を改めて言ひ渡すこともできると解しておるのであります。おろそかに取扱うというつもりは決してないのであります。

それから即決が必要であるというのは、こういう事件の被告は大体運転手がおもで、運転手は毎日運転しておるのであります。場合によつては出頭したその日の帰りにも、あるいはその日にも運転することがあるかと思ひます。違反を起した四箇月もあるいは五箇月も先に罰金なり科料を納めるといふようなことでは、その犯罪に對する刑罰による効果といふものが薄れて來まして、やはり即時あるいは早急に刑罰の執行をして警告を与へ、また將來注意をしてもらふというふうな刑の効果からいひましても、即時に裁判をして、即時に仮納付によつて納めてもらふということが必要になつて來るわけでありまふ。また被告人の方も

納めるために出頭するという手数も省けて、そのことに異議がなく、裁判に對して不服がないというところであれば納める、その方が手数がかからないでむしろ被告が希望するといふような面も考へられるのじやないか、被告人の側から見ても、どうせ検察庁に一度は出頭して起訴前に取調を受けなければならぬ。即日裁判官の前に出頭して、公開の法廷で弁解を聞いてもらつて裁判を受けて、そのままだちに納付をして行くということがこの裁判のねらいでありまして、おろそかにやるというふうなことは少しも考へていない、むしろ被告人のために丁重にやるようなことにならうのじやないか、かように考へておるのであります。

○後藤田説明員 スピード違反の取締りのやり方についてお話し上げます。現在はストッパ・ウオツチによつてやるのと、それからストッパ・ウオツチは使つてはおりますが、機械が実ではできておりまして、その機械を使用しております。それから白バイで追ひかけると、この三つがあるわけですね。ストッパ・ウオツチの場合は、要するに一定の距離を何秒で走ればそのときの速度が何キロであつたという表を実は取締り警察官すべてが持つておるわけですね。それによつてあなたの車は今何キロで走つたといふことで違反を取締つておるわけでありまふ。それから白バイで追ひかける場合には、白バイみづから正確なメーターを持つておりまして、それで追ひかけて行きますから、前を走る当該自動車のスピードは当然わかるのであります。そういうもので取締つておるわけですが、お尋ねのように、運転手としては、おれは今

のはそういうスピードじやないのだと言つて争ひのある場合が当然あるわけでありまふ。ただ實際問題としまして、警察の方の取締りも二キロ、三キロといつたきわどいボーダー・ラインのものをすべて取締つて送致をするといふような処置は実はやつてないわけでありまして、十キロとかあるいは二十キロとかきわめて明瞭な速度違反について送致をする、こういう処置をやつておるわけでありまふ。そうなりますと、運転手としては、業務上当然メーターを絶えず見るだけの義務がありまふし、またそれを見なくとも、運転手であれば、走つておるときに大体今のスピードは何キロくらいだといふことはおのずから経験上わかるわけでありまして、故意にいやおれはそういうスピードじやないのだといふときは別として、そうでない限りは、そういうボーダー・ラインの場合でない限りはそういう争ひはないものと思ひます。警察としてもはつきりしたものを送致する。それ以外はその場の注意でとどめる、こういうことでやつております。

それからいま一つのひき逃げ事件であります。これはきわめて重要な事件になるわけでありまして、これは交通違反と申しますよりは、一般の刑事事件として当然送致をするわけでありまふが、従つてこの送致は普通の犯罪の捜査と同じように、目撃者やいろいろな関係の聞き込みをやつて、車の番号が何番だつた、あるいは車の色がどういふ色でどういふ型の車であつたといふようなところから逐次入つて行きまして、これらしいといふことになれば、最後のきめ手としては、ひき逃げで

あれば血液の検査であるとか、いろいろなことをやつて、確実な証拠をつかんだ上で摘発する、こういう処置をとつておるわけでありまふ。これは申訳ない事件であります。現実に先般九州で警察官のひき逃げ事件があつたのであります。これは深夜の事件でありまして、当該警察官が最後まで否認をしておりましたけれども、車体についております血液の検査、それから当該時間には確かにこの車は勤務の上でそこを走つておつたはずであるといふような勤務記録その他の証拠で送致をしたといふようなこともございまふ。そういうように刑事事件で非常に慎重な捜査の上で送致をしておるのが事実であります。

○林(信)委員 今の制度の問題ですが、話を聞いておりますとちよつとかわつて來たように思ひます。即決即決といふので、原則として即決をやるのだ、こう思つておりましたら、これは場合によつてまた考へてもいい、こゝういふお話であつた。これもいいかと思ひますが、そうすると、書面の審判書なんかの送達はやらないといふのですから、またいらぬことになるといふことで考へてみなければならぬ点があるのではないかと。まず即決の点ですが、あなた方はしきりに罪体を中心にして、簡単にいへば、わかり切つた事件だからすぐ結論は出るのだ、白か黒だ、イエスカノーだ、こゝう言われるのですけれども、いやしくも裁判であつて、刑罰に処するといふことになれば、罪体のみだけでは量刑は出て來ない。量刑といふことになるのか、収入関係はどうあるのか、家

庭関係がどうあるのか、元来そういうふうな前科的なものであるかどうか。即決々々といひましても、事件が起つてその日に連れて来てその日に済んでしまふのじやないのだからと思う。やはり前科関係なんかを調べてみると、それは行かないのじやないかと思うのですが、こういう点は、これは国警関係もありますが、国警において免許証なんかは、刑罰の関係を書いて——掲示するのじやないからかまわないうと思ひますが、何か書いておきますと、裁判する上においてたいへん促進になるのではないか。そういう前科的調べ、身元照会して完全なことでやつていふと、なか／＼即決々々といふて簡単にやるといふても、一日で済むというわけには行かない場合が多いだろうと思ひます。いづれにしましたところ、いろいろなことを総合勘案しなければ量刑までは行かないと思ひ。今承つておるような考へ方では、罪体を主体にしてまあこれでやれるのだ。それじやいやしくも裁判と名がつくものはおもしろくない。略式の場合だつていろいろ参考にするものは参考にしてやられる。さつきのお話のように、なほど請求の事実そのまゝが明記されるようなことになつておるかも知れませんが、そうばかりも言つておられないやうです。考へ方としてはそれであつてもいけないと思ひ。即決々々といつたふうに持つて行きますよりは、やはり審理が簡易化されるのがよろしい。大体の審理が終つたならば、最後の断を下すときにはやはり一息入れ。そういう場合には断龍点晴を落すといふことがちよつとあつていいのじやないかと思ひ。江里口さんのお

話のようだつたらもう言渡しだけ考へて言ひ渡す。これは書面でもよろしいという制度をつけておくことがよろしいと思ひますが、そういうことを考へになつたことはあるのですか。今日どういふふうにお考へになつておるか。そこだけ何つておきたいと思ひます。

か、それじや夜店の商売じやないかという笑ひ話で済みますことがよくございします。そういう場合になるほどちよつと考へてやろうかという場合もあるのです。そういう程度で考慮されるので、いわゆる情状としてはその犯罪事実に伴うところの情状、言ひかえれば、信号無視にいたしましても、ほんとうに赤が出ておるのにわつと突き切つた場合と、青が出てだいたい色にかつたところを行つた場合、そういう情状は検察庁においても、先ほど申し上げましたような事情で相当考慮して振り向けをいたしておるわけでありします。その振り向けをした後で裁判所に行く事件でありますから、ある程度定型的に形式化して処理していい性質のものだろう、かように考へるわけでありします。

それを前科的の点でございしますが、これは免許証に大体そういう違反がある場合には書き込むことになつておると思います。免許証を見ればよくわかると思ひます。

か、それじや夜店の商売じやないかという笑ひ話で済みますことがよくございします。そういう場合になるほどちよつと考へてやろうかという場合もあるのです。そういう程度で考慮されるので、いわゆる情状としてはその犯罪事実に伴うところの情状、言ひかえれば、信号無視にいたしましても、ほんとうに赤が出ておるのにわつと突き切つた場合と、青が出てだいたい色にかつたところを行つた場合、そういう情状は検察庁においても、先ほど申し上げましたような事情で相当考慮して振り向けをいたしておるわけでありします。その振り向けをした後で裁判所に行く事件でありますから、ある程度定型的に形式化して処理していい性質のものだろう、かように考へるわけでありします。

午後二時三十二分開議
○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
法務行政に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますから、順次これを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 簡単に伺つておりました。一つはもう済んでしまつたこととありますが、法務大臣の御心境

を承りたいことは、有田二郎君の逮捕請求の問題に關しまして、法務大臣は棄権をなされたのであります。法務大臣は検察庁の最高責任者であられるのであり、そしてその検察庁が逮捕の請求をしたのでありますから、法務大臣としては、逮捕許可に對して賛成の一票を衆議院議員としてお入れになることが、正義というか、責任の立場から当然なことではないかと存じますが、棄権をされた理由はどこにあるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○犬養國務大臣 御趣旨の御質問はまことにございします。もしただ許諾を与えるということならば、もちろん院内におりましたことですから、進んで議場に入つて投票をいたすこととあります。期限付の許諾というのは前例のないことでありまして、こ

○猪俣委員 大臣の所屬される自由党とわれ／＼野党とは青票と白票で違つたわけでありまして、しかもわずかの差で破れたのであります。大臣がああいうような期限付の許諾といふことは初めから想像されておらなかつたとするならば、とにかくわずかの差で勝敗が決する立場であるから、検察庁は本来無条件の許諾を求められたはずであります。ところが、野党側の青票にくみせられることが理の当然じやないかと存じます。それを条件あるいは期限の性格がよくわからなかつたからと申しますけれども、それは与党の案であつて、野党はさうな条件を付したわけではないのでありますから、大臣はそれは検察庁の最高責任者として率直に投票できるはずで、別に研究する必要も何もないのじやないか。ことに今与党の汚職問題がやかましくなつておる際、大臣としては、努めて中立的な立場、公平な立場でおらなければならぬ場合に、僅少の差で勝敗が決するといふようなときにわざ／＼棄権されたことに對し、間接的にこの期限付の逮捕

○猪俣委員 簡単に伺つておりました。一つはもう済んでしまつたこととありますが、法務大臣の御心境

を承りたいことは、有田二郎君の逮捕請求の問題に關しまして、法務大臣は棄権をなされたのであります。法務大臣は検察庁の最高責任者であられるのであり、そしてその検察庁が逮捕の請求をしたのでありますから、法務大臣としては、逮捕許可に對して賛成の一票を衆議院議員としてお入れになることが、正義というか、責任の立場から当然なことではないかと存じますが、棄権をされた理由はどこにあるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○犬養國務大臣 御趣旨の御質問はまことにございします。もしただ許諾を与えるということならば、もちろん院内におりましたことですから、進んで議場に入つて投票をいたすこととあります。期限付の許諾というのは前例のないことでありまして、こ

○猪俣委員 大臣の所屬される自由党とわれ／＼野党とは青票と白票で違つたわけでありまして、しかもわずかの差で破れたのであります。大臣がああいうような期限付の許諾といふことは初めから想像されておらなかつたとするならば、とにかくわずかの差で勝敗が決する立場であるから、検察庁は本来無条件の許諾を求められたはずであります。ところが、野党側の青票にくみせられることが理の当然じやないかと存じます。それを条件あるいは期限の性格がよくわからなかつたからと申しますけれども、それは与党の案であつて、野党はさうな条件を付したわけではないのでありますから、大臣はそれは検察庁の最高責任者として率直に投票できるはずで、別に研究する必要も何もないのじやないか。ことに今与党の汚職問題がやかましくなつておる際、大臣としては、努めて中立的な立場、公平な立場でおらなければならぬ場合に、僅少の差で勝敗が決するといふようなときにわざ／＼棄権されたことに對し、間接的にこの期限付の逮捕

○猪俣委員 大臣の所屬される自由党とわれ／＼野党とは青票と白票で違つたわけでありまして、しかもわずかの差で破れたのであります。大臣がああいうような期限付の許諾といふことは初めから想像されておらなかつたとするならば、とにかくわずかの差で勝敗が決する立場であるから、検察庁は本来無条件の許諾を求められたはずであります。ところが、野党側の青票にくみせられることが理の当然じやないかと存じます。それを条件あるいは期限の性格がよくわからなかつたからと申しますけれども、それは与党の案であつて、野党はさうな条件を付したわけではないのでありますから、大臣はそれは検察庁の最高責任者として率直に投票できるはずで、別に研究する必要も何もないのじやないか。ことに今与党の汚職問題がやかましくなつておる際、大臣としては、努めて中立的な立場、公平な立場でおらなければならぬ場合に、僅少の差で勝敗が決するといふようなときにわざ／＼棄権されたことに對し、間接的にこの期限付の逮捕

許諾の勢いを助けたような行動をとられたことに対して私どもは遺憾に思うのであります。研究する必要のないことと、検察庁が本来の逮捕請求をしたことはもちろん無条件でありました。期限付の逮捕請求なんというものはあり得ることであるから、本来の態度でもって投票なされば、何も迷うところはなかつたかと存するのです。が、何がゆえにさようなことを研究なされなければならなかつたのであるかを承りたいと思ひます。

○大審院事務大臣 だん／＼の御注意なりおしかりなりは十分傾聴いたしますが、実は簡単ではなかつたので、法務当局の中に院議できまつた以上どうであらうかといふ／＼な議論がありまして、その晩の十一時半でも実はきまらなかつたのであります。あくる日の夕方まで議論が続いておりまして、今でもきれいなつぱり結論が出たといふふうでもない、まことにむづかしい課題を突然受取つたものでございまして、から、ましてとつさにそのことを情報として聞かされて、も／＼あなたの方のような専門家でない私は、法務大臣として、検察庁の指揮監督者として、十分公正な知識を持つて議場に臨まなければならぬ。むしろ手荒のきめたことであるから、ただちに手荒と同じ投票をするという前に、法務大臣として冷静に考えようという氣を起したのであります。結果としてはおしかりを受けますが、その心理的部分はむしろほめていただいてもいい部分があるのじやないかくらいに私は思つてゐる次第であります。しかし結果として、議員として投票ができなかつたといふことは、いかようにも遺憾の至りに存じております。

○猪俣委員 有田二郎氏の逮捕は、われわれ同僚議員として決してこれを快しとするものでありませうが、すでに検察庁の逮捕請求が出たという場合、国会はそれをノーとするかイエスとするか、その二道であつたであらうと思ふのですが、ああいうふうに前代未聞なる期限付の逮捕許諾というようにことに相なりました。これに対して大臣は相当研究なされたといふことであります。が、検察庁の御意見としては、ただいまではあゝ院議に對しては、これを有効なものとしてこの院議は守るという結論でございませうか。あるいはこの期限の部分は納得が行かないといふ結論に到達されたのであります。またあとにもかようなことが起らぬとも限りませんので、もちろん検察庁の考えだけでどうにもならぬ場合もあり得ることでありませうけれども、これだけの社会を騒がせましたる大きな事件であります。がゆゑに、検察庁としては検察庁としての一定の見解をお持ちであらうと存じますが、いかようにお考えになつておりますかを聞かせ願ひたいのであります。

○大審院事務大臣 お答えを申し上げます。もし詳しい問題になりましたら刑事局長がおりますので、刑事局長からお答えをしたいと存じますが、昨日の午後一時に、御承知のように裁判所から逮捕状が発せられたので、これから見ましても院の許諾が有効であつた。い／＼御議論もありませうが、最小限度、全部無効ではなかつたと思ひます。三月三日までの許諾が有効であるかどうかは、大体来る二十六日夕刻に発せられるであらうと予想してあります。

ます。裁判所から出る勾留状の内容を見てから、具体的な態度をきめたいと考えております。しかし院議というものに尊重の念を持つていうことは、議運でも本会議でも申し上げたのであります。勾留状の発せられるその内容のわくの中において、院議を尊重する念をどう具現するかということ、来る二十六日の夕方以後にさらに会議を開いて態度をきめたいと存じております。おととい十一時半まで相談したと申し上げましたが、この十一時半ごろ、結局これは勾留状の内容を見てから態度をきめようというので、いろいろな議論がございましたが、結論はさういふことでわかれまして次第でございませう。きのうはこちらに夜十二時近くまでおりましたので、とう／＼法務省に行くひまがございませんでした。きよう行くひまがございましたら、さらにこの問題について真剣に討議してみたいと存じます。

○猪俣委員 二十六日の勾留状の内容について御検討なさるといふことではあります。そこで、これは私は法律問題として二つのことをお尋ねいたしましたのであります。法務大臣でも法制局長官でもいいのですが、あるいは法制局長官が適当かも知れませんが、憲法には逮捕という言葉を使つております。しかし刑事訴訟法には、逮捕、勾留、勾留といふ言葉を使つております。そこで院の許諾を得るのは、いわゆる刑事訴訟法の逮捕といふことだけであるのか、憲法の逮捕といふ言葉の中からは、勾留、勾留も含むものであるのか、いかようなる御解釈であるかを伺ひたい。

○佐藤(達)政府委員 おつしやるように訴訟法上の言葉と第五十条の逮捕といふ言葉との関係は問題になると存じますが、私どももいたしましては、この五十条そのものの内容から見まして、たとえばこの「会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならぬ」といふような文言もございませうので、ここにいつております逮捕は、狭い意味での逮捕、それに引続く拘禁をも含めた意味での逮捕、かように存じております。

○猪俣委員 これはまた法務大臣にお尋ねいたしますが、院が許諾をいたしましたのは三月三日まで、そこでかりにこの通り三月四日になりましたら有田二郎氏を釈放するといふようなことが起つた際に、検察庁としては再逮捕の必要がある場合において、再逮捕の手続が法律上し得るか、あるいはまたさうな再逮捕して調べなければならぬ事情がある限り再逮捕の手続をする決心があるのか。その際に、やはり院の許諾の手続をとるかどうか、さうなことにいつて承りたいと思ひます。

○大審院事務大臣 これは、ただいま申し上げました、一昨日の夜十一時半までかかつた省内の会議におきまして、も／＼御指摘のような議論が当然予想なさいますように出たのであります。が、結論は、結局二十六日夕方発せられる勾留状の内容を見てから考えよう、それまではい／＼な試みの意見は出ましたけれども、最終決定はつかないのです。何しろ先例のないことでありまして、非常に慎重に考えれば考えるほどむづかしい問題でありまして、今晚にでもまた相談してみたいと思つております。なお、もつと詳しい

ことがございまして、刑事局長から申させたいと思ひます。

○猪俣委員 刑事局長からもう少しその問題の点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○井本政府委員 再逮捕の問題につきましては、今大臣の答弁されました通り、二十六日の勾留状の性質によることとがまず第一でございませうが、全然別個の密偵事実について、さらに許諾の御審議を願うといふことはあり得ると存じます。

○猪俣委員 そうすると、あなたの今の答弁では、別個の事実があるならば再逮捕といふこともあり得るが、ただ三月三日までの間に、今逮捕の原因になりました事実について審理、捜査未審の点があつたとしても、それは再逮捕の原因にならぬといふ御意見でございませうか。

○井本政府委員 明日夕方発せられるであらうと予想される勾留状の内容を検討いたしませんと、明確な御答弁は今のところいたしません。

○猪俣委員 なおこれは一度刑事局長か、どなたかにお尋ねしたかもしれませんが、念のためにもう一度お尋ねしたいことは、法務大臣の捜査指揮権、検察庁法の第十四条であります。これは明確なものであつて、はなはだ明確ではないのであります。法務大臣は個々の事件については検事を指揮することとはできない、これは検事総長のみを指揮することができ、こゝういふような検察庁法の規定に相なつております。そこでこれは一体具体的な場合においてはどういふことになるのかはつきりいたしません、ある検事からあることを調べてもらいたいと思ふ際に

○犬養國務大臣　この問題は、私が昨年就任に際しまして、一番心を使った問題でございます。御指摘のように檢察庁法におきましては、個々のケースは検事総長を通じて指揮ができると思っております。指揮と申しますと、何だかあごで使つておる、命令する、これはやめとけと個々のケースに言えるような印象を与える語意でもございます。實際の運用としましては、私はそういうことをいたして参らなかつたのであります。大体実情を申し上げますと、検事総長が私に報告すべき問題だと思ふことは、向うから面会を申し込んで

ますといろ／＼の勢力が働いて参りますので、十分に監視しなければならぬと思つて私どもも研究はしておるのであります。

そこで先般私はこの日本開発銀行の銀行員が外航船舶の割當に對して、相當の発言權があることを利用いたしました、相當の賛成を受けたり、あるいは物資を得ておるというやうなわざが耳に入るのであります。そこで日本開発銀行なるものの職員を調べますと、これは日本開發銀行法第七、七条によりまして、刑法上は公務員であり、これがもしその利害關係人から

そこで私は大臣にお尋ねいたしますが、一体今度の割当につきましては、運輸大臣が最後の決定権がありまして、實際どの船会社に何そう割当てるかといったようなことの発言権は、この開発銀行の連中は非常に大きかつたことは大臣も御存じだと思ふ。そこでそれに対する相當の犯罪行為が行われているのではないかと思われるのであります。そういう方向に何か捜査を進めておられるのであるか、まづたく放任しておられるのであるか、それをお尋ねいたしますのであります。

○犬養國務大臣　お答へ申し上げます。開発銀行の銀行員は開発銀行法によりまして、公務員と見なされておることは御指摘の通りでございます。ま

た割当についても重要な役目をしていたことは新聞にも出ておりますし、周知の事実でございますが、問題の物品、金品のやりとり——金は問題になると思いますが、物品は社交上の儀礼の範囲に属するのかどうか、そういう微妙な点もありますので、物品をもらったからすぐに違法になるかどうか、これは個々のケースで研究するほかないと思うのであります。ただ総括しまして、開発銀行の問題について捜査に着手したとか、着手しようとしているというような報告は、まだ受けておりません。実情を申し上げますと、今手一

○猪俣委員　なおこれははなはだデリケートな質問になりまして、法務大臣御迷惑かも知れませんが、先ほどから衆議院の決算委員会等にいわれている森田メモというものが、なおまた当法務委員会の佐竹氏から佐竹メモが出て、赤坂あたりの料亭におきます政治家やあるいは船会社関係の人たちの集会の様子が報道されておるのであります。もちろんそれだけで、これが瀧職と直接どういふふうな関係があるものであるかは、検察庁の調査にまたなければ判然といたしませんけれども、ど

うもこういう造船廠獄のやかましい際には、少くともあがれが毒実であるといたしますならば、李下に冠を正し、瓜田にくつを入れた疑いはまぬがれないと存ずるのであります。そこで犬養大臣は、あのメモによりますと四阿中川なる料亭へ出入りしたことになるのであります、それに対する釈明はなされておるのであります。私も一応了としておるのでありますけれども、きよう相当問題になりました飯野海運の重役のごときは、実に驚くべくしばしば料亭に遊んでおる。そこで私はお尋ねいたしたいことは、今日生活難に際

して親子心中している社会現象のもとにおきまして、かような中川の料亭において芸妓何十名というような常態をばずれた行動をいたしておる、それ自体これは社会的に批判されるべきものであると思ひますが、これが森脇メモと称し、佐竹メモとして公表されたのでありますけれども、いさしくも捜査の立場にある検察庁としては、かように異常なる遊興関係があるといひますならば、徹底的に調査しなければならぬはずだと考えますが、こういうことにつきまして御調査になつたことがあるのであるかどうか、それをお尋ねいたします。

○犬養國務大臣 李下に冠を正さずという例を引いてお話になりましたことは、よく私も服膺いたしたいと存じております。森脇メモというのは、捜査当局でも調べておりますが、中には大分違つたものもあります。しかし正しいものもあるものでありますから、違つた部分だけ強調して、猪俣さんの御質問に言ひのがれをするという心持ちは持ちません。またそういう態度では問題は解決しないと思ひます。十分心得て捜査当局の報告を待つておる次第でございます。

○猪俣委員 そうすると森脇メモと称せられたものの中には、検察庁がすでに調査せられた事実と符合する部分もあるが、違つた部分もあるというふうな御答弁を承つておりますが、佐竹メモと称するものは、やはり森脇メモと同じであるかどうか私どもわかりませんが、やはり幾分か検察庁でも御調査済みでありましょうか、その点を承りたいと思ひます。

○犬養國務大臣 詳しく存じませんが、要すればその方の政府委員に答弁

さしてもよろしくございしますが、何でもいわれる佐竹メモと——敬称を省きますが、森脇メモとは違つておるところがあるというところは、決算委員会ではやべつたのか、何かで私は読んだ覚えがございします。私は違つていふというふうな報告を受けているように思ひます。

○猪俣委員 その点は今非常に問題になつております。もし事務官で詳しく調べた方がありましたらばその詳細を御発表いただけませんかでしょうか。

○井本政府委員 私どもも森脇メモ、佐竹メモというメモそのものを拝見したわけではございせんが、佐竹メモは詳細に新聞に載つております。森脇メモは、決算委員会を傍聴いたしました私どもは下僚の報告によると、発表にはならなかつたように聞いております。佐竹メモの概要につきましては東京地方検察庁におきましてある程度調査いたしまして、事実と合つていふものもあるが、違つていふところもあるというふうな簡単な報告を受けております。以上申し上げます。

○猪俣委員 そうすると、あのメモが発表されてから数日たつておりますが、そのメモ発表の前にかあとにかあの事実をお調べになつたか。これは社会にはなほだしい衝動を与へたものでありますからゆゑに、私は、いくら多忙でも検察庁は放任されておらなかつたものと存するのであります。お聞きしますと、捜査されておる、そうして符合しておるものもあれば違つておるところもあるというところでありまして、どういふところが符合し、どういふところが違つておるかというこの具体的発表はしていただけないか。

○井本政府委員 佐竹メモと題する料亭の人名簿でございしますが、合つておるものも単なる社交上の儀礼と思われりような飲食関係のものもありまして、何かさうでないようなものもあるようではございせんけれども、さうなことで直接これが今問題になつておる事案と関係があるということではないので、単なる状況参考のために必要なので東京地方検察庁で調べたというところでございます。今申し上げました通り全部がみな犯罪に関係があるというところではないので、その点は御了承願ひます。

○猪俣委員 この森脇メモなるものは田中決算委員長が公表いたしました。けれどもその内容を公表すれば現内閣は当然瓦解するといふことを彼は公言しておられます。もしかような重大な事実があつて、森脇なる者が知つておることで検察庁が知らない道理はない。もし知らないとするならば、さういふ内容を知つておるのか知らぬのか。知つておつて捜査した結果大したことじやないんだという結論でありますか。その辺を承りたい。

○犬養國務大臣 ちよつとその前にお断り申し上げます。私さつきの御質問に対して、森脇メモと佐竹メモと混同してお話申し上げておりました。森脇メモというものが事実と少し違つたといふことは、よく考えますと国会の難議で聞いたのでありまして、佐竹メモが事実と違つた部分があるといふことは責任ある当局から中間報告として聞いたのでありまして、これはおわびがた／＼訂正いたします。

き得る事情にあるにかかわらず回避しておるということはないのでありまして、全然まだ内容を存じておりません。その点おしかりを受ければ、これは甘受いたしたいと存じます。

○猪俣委員 実はわれ／＼のこの情報でありまして、もちろんその情報でわれ／＼個人のものであります。多いのじやないかと思ひますが、それによりまして、森脇メモと称せられるものは、もう検察庁が知つていふことなんだ、検察庁と森脇とが知つていふ事実を、あれが書きとめて出したものであるといふのである。私どもは日本の検察庁はさういふものと思ひません。これだけの重大な問題でありまして、森脇メモが知つていふことを全然知らぬでおるということはないと思ひます。また森脇自身といひましても、そんな自分に大した関係もない重大な内容を捏造することもないと思ひます。そこであの森脇メモと称し、佐竹メモと称するものの中には相当の真実があるのじやないか。しかもその森脇メモは、これを発表すると内閣は瓦解するんだといふふうなことを、与党の委員長が公の席上で言つておるのでありますから、相当重要な内容があるのじやないか。それに対して法務省は御存じないのであるか。私ども、知らないといふことに對しまして疑問がある。そこで森脇メモは公表されておるわけであるが、今大臣は佐竹メモは間接聞いて書いて来たといふと、佐竹メモを、私はあの佐竹メモが発表になりまして二日前に入手いたしました。当犬養法務大臣に閣下は関すること

も書いてありました。しかし私はこれをむやみに公表してもと思つて、そのまま握つておりましたが、後に佐竹メモが発表されて、これと照し合せますと、私がメモいたしておるものと一致いたしておる。そこで私としては出所は一つじやないかと実は思つておる。犬養大臣の赤坂における四回の行動のときは、すつかり芸者の数から日から時間まで一致いたしておるのであります。それで、今公表せられざる森脇メモなるものが、佐竹メモとだけ違つたかわかりませんが、私の見た範囲においては同じなものであります。そこでただ聞くとこによれば、どういふ話が行われたかといふことまでしるされておること、佐竹メモの発表と違つたところじやないかと、言ひ人があるものであります。しかもそれを見た与党の委員長が、内閣の崩壊になる大きな事実を含んでいふ言ひ以上は、これはそれに対して真に法務省では御存じないのであるかどうか、重ねてお尋ねいたします。

○井本政府委員 何々メモと称する文書は、私も過去の経験によりまして、怪文書は一旦発生いたしますと、その孫子が短時日のうちにできて広がります。従つて私、森脇メモは拝見しておりますが、お話を承りますと、何か佐竹メモと関連のある文書と拝察するのでございします。もちろん検察庁におきましては、かようなメモ全体を信用するわけではございせんが、捜査の程度、端緒にはなつておるかと存じます。

すが、いまだ正式な報告は私ども受けておりません。

○猪俣委員 これは捜査に關することでありすがゆえに、私どもも無理にとは申し上げませんが、とにかく非常に一火センセーションを起した事実であります。

○猪俣委員 その事情はよくわかりました。そこであなたに確かめますが、この森脇メモあるいは佐竹メモの内容については、先ほどの御答弁で、検査当局でも相当調査なされた、そして合つてゐる部分もある、間違つてゐる部分もあるという御答弁だと思つてゐるが、その全部が怪文書と片づけられないのじやないですか。その価値判断の問題ですが、全然根拠もない怪文書といふものもあるのです。あなたの方の考えは、これは怪文書といつて片づけられるのであるか、今言つたように真実の部分もあるといふことなのか。一概に怪文書といふ価値判断をしてもいけないのじやないかと思ひますが、それをお尋ねいたします。

○井本政府委員 怪文書と称しますものは、全然虚構のものであれば、世人に訴ふる影響力もないのでございませうが、少し合つて大部分が違つておる。しかもつくつた責任者の名前もわからぬ、何かしらほんとうらしく書いてある、といふところが怪文書の特徴であります。これが全然事実と合つてないといふやうなものであれば、もう紙同様に捨て去られるのでございませうが、先ほど申し上げました通り、多少符合してゐる点もあるといふやうなところ、怪文書の特徴がある、といふところをひとつおくみとり願ひたいと考へるのでございませう。

○井本政府委員 これは猪俣委員にお願い申し上げるわけでございますが、何分地検では非常に忙しゅうございまして、怪文書が出るたびに、——このメモを言うのはございせんが、怪文書の内容そのものについて全部検討して、その結果を発表する、それに越

したことはございせんですが、現在の非常に多忙な状況をお察しくださいますして、手のすく状況になるまで、しばらく何とか御猶予が願へるならば御猶予願ひたい、こう考へる次第でございませう。

○猪俣委員 その事情はよくわかりました。そこであなたに確かめますが、この森脇メモあるいは佐竹メモの内容については、先ほどの御答弁で、検査当局でも相当調査なされた、そして合つてゐる部分もある、間違つてゐる部分もあるという御答弁だと思つてゐるが、その全部が怪文書と片づけられないのじやないですか。その価値判断の問題ですが、全然根拠もない怪文書といふものもあるのです。あなたの方の考えは、これは怪文書といつて片づけられるのであるか、今言つたように真実の部分もあるといふことなのか。一概に怪文書といふ価値判断をしてもいけないのじやないかと思ひますが、それをお尋ねいたします。

○井本政府委員 怪文書と称しますものは、全然虚構のものであれば、世人に訴ふる影響力もないのでございませうが、少し合つて大部分が違つておる。しかもつくつた責任者の名前もわからぬ、何かしらほんとうらしく書いてある、といふところが怪文書の特徴であります。これが全然事実と合つてないといふやうなものであれば、もう紙同様に捨て去られるのでございませうが、先ほど申し上げました通り、多少符合してゐる点もあるといふやうなところ、怪文書の特徴がある、といふところをひとつおくみとり願ひたいと考へるのでございませう。

○小林委員 鍛冶君より関連質問の申出がありますので、これを許します。鍛冶君

○鍛冶委員 聞いておつて、たいへん重大だと思つております。今の御答弁を聞いておつて、検査当局で怪文書——もちろん怪文書でしようが、それに載つておるやうなことをお調べになつた事実はあるものと拝聴いたしました。そこで私もいろいろ佐竹メモといふものを見たのですが、あれだけに詳細なるものがかりに本物であるといふならば、記憶や何かで出るものではないと考へて、これは何といつても中川と長谷川を主として書いてあるやうですが、帳簿をもとにして出て來てゐるものと思はれるのであります。そこで私は、検査当局において中川なり長谷川なりの帳簿をお調べになつた事実があるかどうかを承りたいと思ひます。

○井本政府委員 もちろん帳簿等を調べましてあの事実についての簡単な報告が私どもの方に参つたもの、こう考へております。

○鍛冶委員 そこで私はあれを見たときに、もちろん怪文書だらうとは思つたが、かりに今刑事局長のお答のやうに幾分なりとも事実があれば載つておるといふことは、かようなことはよそから出るものじやありません。また中川にしようがどこにしようがこんな問題があるからといつて、おれのところ、こゝにいろいろ帳簿があつて、こゝにお客が来たとき公表するものと、常識上考へられませう。どこからか調べてあれを見て、そゝしてああいう奥いと思ふものだけをビツク・アツプした人があるに違ひない、こう思ふのであります。そこでどういふことが

想像できるか考へてみますと、税務署ならばああいふことは調べるかも知れませう。けれども私たちは税務署がそんなことを発表するとは思ひません。そうしてみると、どうも事件をもとにしていゝゆる検査当局が調べられた事実があるのじやないか、こう考へられるのであります。してみるとどうも私は検査当局以外にこゝにいろいろものを調べたことはいふものではない。そこで今あなたから聞けば、検査当局で調べた事実がある、こゝにおつしやる。その事実があつて、幾分であらうともその事実を照合するものが現れて、それが怪文書になつたといふことになりませう、これはゆゆしき問題だと考へます。

これはどうも私にすれば、事件の捜査の参考にせられるのにも必要かもしれませうが、私だつて長谷川にも行つております。それを一々いつ何日行つた、そんなことを天下にふらされてたまるものじやありません。われわれにだつていゝんな合があらうから、そゝいふことを世間に発表するといふことになる、たいへんなことになるが、検査当局が帳簿を調べた。その事実がある。こゝにそれをもとにして怪文書かは知らぬが、それが怪文書の基礎になつて出た事実がある。そうするとわれわれは検査当局が調べたそのものが何者かに漏れたのではなからうかといふ疑い濃厚なるものが出て來るのであります。あなたの方にもそのよゝうな疑いは出て來ないのかどうか、承りたいと思ひます。

○井本政府委員 森脇は数千万円の金を使つて料亭における遊興状況を調べたといふことなどが新聞紙上に伝へられております。私立探偵もおりますし、いろ／＼な方法で調べれば調べられないこともないのであります。私どもは検査当局からさういふものが出たといふことは全然考へておりません。このことだけはつきり申し上げませう。

○鍛冶委員 それ以上お調べ願へないのならばよろしうございませうが、今猪俣さんの言われるやうに、もしさういふ事実を発表せられるものならば、いかにして彼らの手に入つたかもひとつあなたの方の御責任において十分お調べを願つて、さしつかえない程度に聞いて聞かしていただきたいと思います。この点希望として申し上げておきます。

○猪俣委員 鍛冶委員は長谷川へ行つて遊んだなんて言われる。私どもは長谷川なんてどこにあるのかわかりませうが、まあそれは自由党と社会党の違いかもしれぬ。しかしあの佐竹メモなり、それと大同小異のものではないかと想像されまゝ森脇メモなりが事実であるといふことは、許すべからざることだと思ふ。耐乏生活を説く吉田内閣の關係が、あるいは自由黨員がさういふことを簡単に考へておるといふことは重大問題だ、それこそ重大問題である。鍛冶君はさういふ軽い意味にとつておられるが、われわれはさういふ考へない。重大問題である。これからいゝんな思想が発生して來ましようし、いろ／＼な動きが動いて來ましよう。これは現内閣におきまゝる重大なる問題であるとして、検査当局は徹底的に御調査なすつていただきたい。いゝゆる遊樂場と稱するものが、底なしの沼のやうに、——もうわれわれの貧弱な調査だけにおきまして

も、実に日本の資本主義機構のあらゆる弊弊が、この断層面となつて現れております。これをそのまま大したことでと考へないやうな政治感覚ならば、日本は滅びます。私もはいやしくも国会議員である佐竹氏が天下に公表いたしましたものであります以上、そんな簡単に片づけられるもんじやない。これを公表した以上はあれはうそである。あれはほんとうであるが、そんな意図はないのであつて、単に遊んだにすぎないのだというならば、検察庁はその点を明らかにする義務があると思ふ。私はある程度調べたとおしやるからさもありなんと思ひます。しかし調べたならば、天下の疑惑を晴らすために、それを公表していただきたいと思ふのでありますけれども、今刑事局長の申されたように、今検察庁が非常に多忙をきわめておられることも想像にあまりあります。私には時期を待つことは待たねばならぬと考へるのであります。しかしこれは決して不問に付すべき問題じやない。この待合政治なるものがいかに日本の政治を毒害しておるか、われ／＼はほんとうに心からなる怒りを感じます。そして国家の多額の費用が濫費せられ、その形相がここに現れて来た。これがいわゆる正義感を強く持つて世の腐敗を矯正すべき大いなる任務を持つております司法官が、これをそのまま単なる簡単な社会現象として決して見のがしてはいけません。これはその事実の有無につきましてもあらゆる方法をもつて調査していただきたい。そうしてここに登場してゐる人物も、大体みそつけられた人物ばかりが登場して、しかもこれが造船汚

職に關係ないなどということは絶対言ひ切れない。もちろん犬養さんの御答弁は、ある程度まで犬養さんの平素の主義というか、ああいう花柳のちまたに興味を笑聲を感じておられる方であるから、何気なしに遊びに行つたといふことを想像するのであります。私はあえてそれは追究いたしません。わが党の古屋議員が私と見解を異にしてまたお尋ねするかもしれないが、しかしまあ犬養さんも、さつき私が申しましたように、李下に冠を正し、瓜田にくつを入れたそしりを免れない。その身の潔白を証するためには、この中川なり長谷川なりあるいは新橋に於ける蜂龍その他におきまして、このいゝゆる利子補給法案の通過いたします前後におきまして、徹底的に調査してこれを公表していただきたい。私はこれを強く要望いたします。私も相当地調査はしております。しかし検察庁に妨害になると思つて遠慮しておるのではありません。あなた方が発表しなければ、どん／＼われ／＼は発表します。新橋の蜂龍あるいは金田中、こんなところにも相当あるのではないかと。私もはさういふところを調べていた。検察庁の権力をもつていただきた。幾らでも調べられるはずである。これを不問に付さずやつていただきた。私はこの佐竹メモが世の中に投げつけた大いなる反響を對して、現政府、ことに検察庁は重大な決意をもつてこれが収拾に當つていただきた。これはあなた方がいかにがんばら、畢竟あしうような態度でやつておられますと、容易ならぬことに発展いたします。ことに大義法務大臣は非常に苦

境に立たされておられて、ある程度同情もする点があるのであります。私はあなたの生涯における危機だと存じます。これをあなたが切り抜ければ、あなたの先代の名をはずかしめざるゝばな政治家となります。さつきまゝの因縁にひつかかりまして大所を誤りますと、犬養三代にわたる優秀な政治家としての家名を汚すことになることを、私は老練心として——私とあまり年が違わぬから友情として忠告申し上げます。これはどこまでも徹底してやつていただきたいことを強く要望して、私の質問を終ります。

○小林委員長 犬養法務大臣は、参議院の本会議から呼びに来ておられます。法務大臣に對する質疑は次の機会にお願いいたします。古屋貞雄君。

○古屋(貞)委員 昨年の七月七日に、外航船舶運賃利子補給法の原案を、石井大臣が説明されておるのであります。手党である自由党外三派の修正が、根本から原案をくつがえすやうな修正になつておるのでございませう。その修正案が七月二十四日に提案され、その説明が行われておる。かような關係に置かれておるのであります。が、その間における運輸省の行動、所信、それから運輸省原案を提案した理由等については、私運輸大臣から詳しく本日承りたいと思つておりますが、ここで海運局長に承りたいのは、最初は単なる利子補給法の改正であつたのかどうか。この点は海運局長おわかりになると思ひますが、どうでしようか。

○岡田(修)政府委員 運輸省が提案いたしましたのは、すでに成立しております。損失利子補給法に對しまして、損失

補償を加へる改正案を提案した次第でございます。

○古屋(貞)委員 その損失補償の点につきましては、ただいまの法律が制定されましたが、業者から、相当な強い要望があつたけれども、それがその当時の受入れられずに、遂に損失補償の点だけは切り離されて、損失補償をしないことになつた、かように私も承知しておりますのであります。そのいきさつが局長におわかりになれば御説明願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 利子補給、損失補償制度は戦争前にありました制度でございまして、御説の通り最初の利子補給法が成立いたしました場合に、運輸省としては損失補償制度を加へた案をもつて大蔵省に相談したのであります。ところが大蔵省としては、海運については戦争前にもさういふ制度があつたから、さういふ制度を設けるのはわかる、しかし海運に設けた場合に、ほかの産業がついて来るおそれがあるから、その辺を考慮してもらいたいといふことで、最初の利子補給法の折には損失補償がつかなくなつた。その後さらに大蔵省と折衝いたしまして、大蔵省も了解して、昨年の夏臨時開会に、損失補償を加へる改正案を提案した次第でございます。

○古屋(貞)委員 そこで今度は具体的な事実に入つて承りたいと思ひます。計数のことはまた別に承りますが、損失補償をいたしたばかりでなく、別に固定資産税に對する特別な取扱いをする方途を講じようといふことが一つ。もう一つは船をつくる材料の値下げの方途をはかり、さういふことで行われておるらしいのであります。それも

やはり運輸省自身のお考えで、最初からさういふ方針で、たとえば利子補給もしよう、損失補償もやろう、船をつくる材料の値下げもしよう、税金の面においても、固定資産税その他の援助をしようといふ四本建の考えから、一部改正の御主張をされておつたのであります。その点はさうでしようか。

○岡田(修)政府委員 御承知の通り、海運は国際競争をいたすものでございまして。ところが外国には固定資産税のように、船舶に對する重税を課するものがないわけです。ところが日本は船舶は高い、金利は高い。その上に千分六の税金がかかる。さういふ税は国際競争力上非常に負担が重い。従つて固定資産税の軽減をするといふことは、日本の海運助長上絶対に必要であるといふ確信を持つて、運輸省としてはさういふ要望を自治庁ともかねて折衝しておつた次第でございます。

それから鋼材の価格が高いために日本でも使う船も高いし、また外国へ船を輸出する場合も、鋼材が高いといふことは非常な障害であります。従つて鋼材の価格を下げるということは、日本船の国際競争力強化の上と、外国に船舶を輸出する上からいまして、これまたぜひ必要であるといふ考えをもつて、かねてから政府間で折衝をしておつたものでございませう。

○古屋(貞)委員 一方では利子の補給をし、損害補償をしておるといふこと、それから一方ではただいま御答弁になりましたやうな方法を講ずるといふことになりまして、造船計画の許可を受けた船の造船に對する關係は、相当長い間ほかの船より税金も下げられ

て来る、ほかの船の材料よりもこれによつて材料代金を下げてもらえる、そういうような——もちろん外国との関係を考えて日本の海運についての援助をいたすという趣旨はよくわかるのであるが、援助をいかにするにしよう、あるいは法律の線を超えても、あるいは法律の線を超えても、この造船計画に対する割込みをしよう、あるいはその許可を受ける運動をしよう、当然こういうことになつて来ることは、いかにものわからぬ人でも、初めからわかつておることだと私は思ふのでありますが、さういふ点についての考慮をなされたかどうか。言いかえますならば、一本建の援助をいたしますならば、それで競争はなし得ると思ふ。それを材料の点において、また国民の公平に負担すべき納税の義務までも特別扱いをしておる。そういう特段な四本建の援助をするというふうなところに本件のような疑獄が生ずることは当然でございす。これは現実、この計画の融資許可を受けることになつた船会社は存立した船会社は倒産したものが多くあります。こういうふうな援助を受ける船会社あるいは造船業者と、援助を受けられない一般の船会社、造船会社とは固然と区別されるということは、はつきりわかるはずなのであります。そういうことを十分御勘考の上で、この原案をお立てになつたのであるかどうか、その点を伺いたい。

○岡田(修)政府委員 先生の申される一本の助成策という点ですが、戦争前には航路補助という制度がございした。これは郵船とか商船とか、特定の会社だけにやつておりました。しかもその補助は定期航路にやつておりました。ところが御承知のように、海運というものは国際的なものでありまして、日本がそういう航路補助のごとき直接助成制度をいたしますと、これに對する外国の反撃は非常に強いわけがございす。そこで私も助成をいいたしますにしましても、外国の反撃の少ない方法を講じてやらなければならぬ。たとへば利子につきましては、御承知の通り日本の金利と外国の金利は非常に違ふ。この差額を補助する。こういうことはやはりアメリカで海運に對する非常に手厚い補助をやつておるのと同じで、その補助の方法は、アメリカは御承知の通り労働が非常に高い。一方外国の労働は非常に安いので、その労働の差額を助成するというような制度をとつておるわけです。そこでこの利子補助という制度は、先ほども申しましたように戦争前にやつていた制度で、国際的にも反撃の少ない制度ですが、こういう方法が一番いいのではないかと考えたのであります。それから税金のことですが、これも外国になくて日本だけにある。船会社の方から言つてむしろ悪税と言われる税金です。これを外国並とは言いませんが、できるだけ負担の少ない方法である。また鋼材の価格引下げについて同様にあります。従いまして海運についての助成を考へます場合に、まず第一にこの助成策に対して外国がどういふふうにか考へるか、こういうことを念頭に置いて考へる必要があると思ふのであります。

○古屋(貞)委員 さういふ重大な基本産業の一つの基礎をなすべき船であるならば、さういふ外国との競争に對するいろ／＼な配慮をする、あるいは戦争中やつておつたからこれを引續くというふうなことをなさらずに、むしろさういふ問題については国営でやりになりますならば、さういふ弊害が出て来ないだらう。さういふことは、同時に他の会社に対する特別な扱いである。結局あの通過いたしました法律によりますと、先日当委員会でも猪俣同僚からも申されたように、ただで船をつくらしてそれを私有に帰せしめるというふうなことになる。さういふことは私もまことに重大だと思ふ。でありますから、さういふ補助をしなければならぬのであるならば、国営にしたらどうだ。さういふ外国との競争において反撃を受けるようなことがあつたら、日本の海運界は立ち上らない。これは日本の自立経済を立ち上らせる、経済の基礎をなすべき重大な問題だといふならば、よろしく政府は進んで国営にし、そしてタンカーなり貨物船なりは、それだけでも国営を考慮したかどうか。なぜ私がさういふ質問を申し上げるかというと、造船界の問題はさういふ方において船の議員連盟がで、一方においては業者が、あらゆる面においてこの国会を取巻いて運動を続けた。ただいま赤坂の中川あるいは長谷川という料亭の問題がここにクロース・アップされておられますけれども、おおよそ東京におきまふところの花柳界の遊びの最も花形は、造船業者であり、あるいは船会社の方であつたといふことは、私も承知しておる顯著な事実であります。一昨々年ころからさういふことをわれ／＼しつうとさへ知つておるのに、その方面の本職であります運輸省の海運局あたりが——それはいろいろはつきりして、どうぼうにも一りくつありますから、なんぼでもりくつはつきります、国民の納得の行くようには問題を考えていたがたい。さう申しますのは、戦争の犠牲になつております同胞何百万、子供をかかえた未亡人は生活がでない、実に悲惨な生活をしております。単に船会社だけでは役割を果します官公労の諸君が、生活が困るから給与ベースを上げてもらいたいという要求をして、両者の意見が合わないため仲裁委員会に提訴する。仲裁委員会が裁定をする。当然国家は債務を負担することになるにかかわらず、予算措置がでないからさういふことですつぽかしておる。さういふ日本の国情の中において、金を出さなくても船がつくれる。しかもそれは何億という船である。一千万や二千万の船ではない。さういふことが現在行われております原案をおつくりになつた御心境と、さうしてさういふふうに移りました経過において、ただいまのさういふ外国との競争あるいは日本の海運界が非常に苦況にあるからといふようなことだけでは国民は納得しないと思ふのですが、さういふことも考慮に入れてやられたかどうか、むしろ国営でされるような計画はなさらないか、さういふ業者からの非常な運動によつて、やむなくあつたといふことになつたのか、この点を承りたい。

○岡田(修)政府委員 国営の問題でございすが、国家が船をつくりましてそれを海運業者に動かさせる、さういふことで国際海運に伍しました場合に、これまた非常な反撃があるであらうと思ひます。先ほど申しましたように、国が直接補助をするといふことに對しましても、相当の反撃があつたのでありますから、国が直接つくつてそれを海運業者に動かさせるという場合に、日本の海運というものは純粋のコマーシャル・ベースでないやないか、純粋のコマーシャル・ベースに乗つてない海運を、われ／＼の仲間として手をつないでやつて行くわけに行かない、さういふふうな反撃に出るおそれがあるわけがあります。従いまして、これにつきましてはさう慎重に臨まなければいけません。それからもう一つ、国が船をつくりましてそれを業者に動かさせるという場合に、いわゆる不定期船ならば一面の船でもけつこうでございす。戦争中につくりました戦時標準型の船などはそれでありすが、今つくつておりますのは、ほとんど全部が定期航路に使う船です。定期航路に使用する場合、一応その定期航路に適用した船型、速力、構造を持つたもの、さういふものを一々国家がつくりました場合には非常に不経済です。それを民間につくらせればいろ／＼な弊害もありましようが、その弊害以上の損失が国家的に見て出て来る。もう一つはできるだけ国家の金を少くして多くの船をつくりたい、さういふことでございす。従いまして今までの財政資金の率をさういふか、さういふかわかきまふように、船舶公団時分は七割、ところが見返り資金になりましてから五割をつける。しかしその五割も実際五割でなしに五割以下です。そ

その他の何をとりますと同時に、船会社の増資あるいは合併とか、その他経理上相当大きい問題は、事前に私どもの方の了解を求めて措置させるといふ方法をとつておりました。船会社の不当な経理を極力事前に防止するといふ措置をとつておられるわけでありま

す。それから利益金の処分については、たえば十分償却しないので株主対策上配当をしようという場合には、償却が十分でないということでは配当を抑制するというような措置をとつておられるわけでありま

す。昨年法律が成立して、そういった監査権限が私どもに与えられたので、その以後におきましては厳重にそういう措置をとつてお

ります。○古屋(真)委員 具体的にはどういふことをなさつたか知りませんが、私どもの承知しておりますところでは單なる形式にすぎないものであつて、實際にはその会社の経理面に対する十分な監査あるいは経営に対する勧告、指導といふようなことは、今の規定ではできな

いと思つたのでございませうが、實際にお取扱いになつておる運輸省におきましては、あれで十分だと思ひますか、それともさらに改めて厳重にやらなければならぬとお考へになつておるか、その点はいかがでしようか。

○岡田(修)政府委員 規定としてはあれで十分と存じておりました。実は船会社の方から文句が出るほど詳細な調査をいたしておるわけでございます。また最近には会計検査院におきましては、利子補給を受けておる船会社の会計の实地検査をするという方針を持つておるわけでありま

すので、私どもももとより实地検査の権能を持つてお

り、そういうふうな準備をいたしておりました。が、会計検査院とも協力いたしまして、船会社の経理の是正に努めたい、かように考へておりました。

○古屋(真)委員 今度は許可の關係でございませう。これは先日の局長の御説明によりますと、第一次から第九次の今日までの間の過程においては、造船計画に対する許可の方法あるいは許可を決定するに

つての過程が非常にかわつて来たという御説明があつたのであります。が、第九次前後の計画の分について私ども承つております事實は、結論から申しますと、結果においては運輸省が許可の可否をきめるんだ、その過程においては、開港銀行なり融資いたします市中銀行なりから、その会社の能力なり信用なり、あらゆる方面の調査をされた調査書が運輸省に報告され、

そうして運輸省において決定をされる、言いかえましますならば、許可決定いたします重要な資料といふものは、融資をいたします市中銀行なり開港銀行そのものが實際の調査に当り、その報告を貴重な基礎として、その他の勸案もいたしまして、許可決定する、これは許可の可否を決定する、こ

ういふに承つていいでしようか、それとも、もし間違つておりますれば、こまかい御説明を願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 二十七年年度の造船、いわゆる八次船までは運輸省だけでやつております。二十八年度になりましてから、財政資金は開港銀行が融資するといふことになりました。で、實際の調査は、資産、信用につきましては開港銀行が責任を持つて調査する、それから私どもは航路計画並びに造船政策、こ

ういふ面から見て船会

社の状況を調査する、その両方の調査を持ち寄りまして、両方協議の上で事實上決定する、その決定したものを開港銀行は自分の資金の融資先として決定する、私どもは利子補給法の対象になる船会社として決定をし、かつ船舶建造調整法による許可をする、こ

ういふことになつております。両々相寄つて決定をするという措置をとつております。

○古屋(真)委員 そうしますと、今の御説明によりますと、両者が協議した結果で決定をする、こ

う承つてよろしくございませうか。

○岡田(修)政府委員 さうでございませう。

○古屋(真)委員 そうしますと、財政資金については開港銀行が取扱つてい

るので、開港銀行なり融資する銀行は相当決定には重要な役割を果しておる

ことになりま

す。が、この市中銀行に關する融資については、市中銀行は公務員でございませ

んから相當な獎勵を受けていたといふような事實がございまして、開港銀行は特に開港銀行法に基いて公務員とみなされるので、これは刑事責任の問題になる、こ

ういふことになるとなるのですが、市中銀行の方面でも、やはりさういふに、ただいま承つたような協

議、決定をする一つの役割を相當果されておられるのですか。

○岡田(修)政府委員 實は九次造船の後期につきましては、運輸省と市中銀行の間に意見の相違がありまして、ご

たいいたしました。その理由は、九次造船については船会社として非常にたくさん申し込んで来るであらう、その場

合に私どもとしては一応これをあらぶるいする方

法といたしまして、船会社が申し込みます場合に、まず三割分について市中銀行から融資を受け得

られますという融資確約書をつけて来い、こ

ういふことを条件にしたい、さういたしますと資産信用のない船会社は融資確約書がとれないわけでありま

す。従いまして申込みが自然制限されるわけでありま

す。私どももさういふことを主張して市中銀行等にお話したのでござい

ますが、市中銀行は、それは絶対困難、自分たちの営業政策上お得意である船会社をい

いとか悪いとかいふことは困るといふことで、市中銀行の方でお聞き入れにならなかつたのです。それからさらに、運輸大臣がいつか御説明申し上げたかと思ひますが、それでは市中銀行と開港銀行と私ども三者寄つて資産信用のあまりにもひどいところを落そうじやないか、こ

ういふことを提案したのであります。それも市中銀行は營業上困るからそれは避けたい、そのかわりに運輸省、開港銀行で船主を決

定されれば、その決定した船主について大きい銀行の間で責任を持つて市中

の融資がつかうように努力をいたしまし

ます。従いまして先ほど申し上げましたように、開港銀行と運輸省で船主を決定する、その決定したのに市中銀行が融資をしてくれる、こ

ういふうな結果になつたわけでありま

す。けれども選考いたします場合に、開港銀行で資産信用を十分調査いたしま

すので、そこで決定された船主は市中銀行から見ても資産信用は十分であ

る、こ

ういふうに見られた結果融資されたものと考えますが、滞りなく融資がついた次第でございませう。

○古屋(真)委員 そこで一応市中銀行

といたしましては、船会社に融資する場合には、運輸省と契約を結ばなければならぬことになつておるので、外

航船舶の建造融資に対する仕事を當銀行が引受けま

すといふことになるのでございませうが、その利子補給をしてもらへるとい

ふ契約ですね。これに對しまして市中銀行そのものは、さういふ契約をする

ことによつて融資することに

なるのでございませうが、なお損害補償の点もその中に含まれておるのでございませうか。こ

れはどういふような経過でこの契約が結ばれるのでございませうか。たと

えば政府は利子補給をいたしまして、あるいは損害補償をいたしまして、こ

ういふことを計兩造船の許可になり

ました船についてはいたしまして、こ

ういふことを契約するのでございませうが、市中銀行はみづから申し出て来るもので

ございませうか、それとも船会社の方から、こ

ういふ市中銀行から融資をしてもらおうと思つたのであるから契約をしてくれといふことになるのでござい

ませうか。この具體的な動き方はどういふうに運ばれておつたのでございませうか。

○岡田(修)政府委員 計兩造船の資格船主として決定いたしますと、その船主は運輸省に對しまして、私はこれ

の銀行から何千万円あるいは何億円の融資を受けることになりましたので、この銀行と政府との間に利子補給契約を結ぶよう

にお願いいたします。こ

いたしまするので、この融資に対して利子補給法第何条によつて利子補給の契約を結んでいただきたい、こういうことを申し上げます。それに対して運輸省は利子補給契約を結ぶという何を出すわけでありませう。船会社に対しては、そういう契約を結んだぞということとを通知する、そういう手続であります。

○古屋(員)委員 それは許可する前にそういう手続をするのでございませうか、許可されてからするのでございませうか、どういふことになるのでございませうか。

○岡田(修)政府委員 許可する前でございます。許可する前には、先ほど申し上げましたように、船会社から開発銀行に対しては、これ／＼の船を建造したいが、これに対する財政資金これを融資願いたいという何を出しますし、運輸省に対しては、これ／＼の船を建造するについては市中銀行からこれ／＼の何を借りなければならぬが、これが許可になった場合には利子補給の契約を結ぶようにしてもらいたい、こういう申請をするわけでございます。

○古屋(員)委員 そうしますと、この条件付で最初に規定されたような手続を進めて行く、そうして許可になった場合には実際にその契約が行われる、こういうような過程を経るわけでありませうか。

○岡田(修)政府委員 さようでございます。

○古屋(員)委員 なお最後に一言承りたいのは、もしも船会社がその契約を履行しないという場合には、利子補給に対する関係、融資に対する関係を途

中から許可を取消されるということになるのでございませうか。それとも注意を数回いたしまして、しかもこれを聞き入れなかつた場合には――一方では融資はされてしまふ、しかし経理面についての注意あるいは勧告に従わない、こういうことになつて参ります場合には、規定によりまして、利子補給をしないようにするということだけは運輸省ではできるのですが、貸した金までも取上げるとか、これからの融資はしないぞというふうなことになるのでございませうか。そのところのいきさつはどうなるのでございませうか。たとえばただいま御説明を願つたような過程において、甲という、あるいはAという船会社が造船の許可を受ける。そうして開発銀行とか市中銀行から金を借りる。ところがその経理的において、今御説明のようないくつかの検査なり経理をいたしたけれども、これを聞き入れなくて、これに反してある、こういうような場合にはどういふ御処置をなさるか。ただ利子補給契約をやめるのか、補償をやめるのか、利子補給契約を履行しないということに役所はなるのか、その点はどういふことになつてございませうか。

○岡田(修)政府委員 銀行の方では利子補給をしたままでございまして、取立てるのは船会社から取立てるわけでございます。

○古屋(員)委員 そうしますと、銀行の方にはそのまま政府は契約通りの履行はする、しかし本人の方からこれを取立てる。銀行の方では金を貸す場合には、おそろく船を担保にとつてしまふ。船会社自身がその補給された利子の金額を返還できないような場合には、やはり政府の赤字ということになるのでございませうか。能力ある場合にはよろしうございませうけれども、船はおそろく担保になつておる、経理面は左前になつて来ておる。そうすると結局、最後においては危険負担は政府がすることになるのでございませうか。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 銀行が新造船に融資いたしまして、その金が期限が来ても返らない、そこで銀行がその担保のある場合について、担保権を実行する。それから保証人があるときは、その保証人に対して債務の履行を請求する、そういう一切の手続をとつた後に

資をした銀行では、融資はしてしまつた、政府からは利子補給をされない、利子補給した金もとりもどされてしまふ、こういうふうになつた場合に、一体その危険負担はやはり市中銀行なり開発銀行がすることになると思ふのです。その点どういふのでございませうか。

○岡田(修)政府委員 銀行の方では利子補給をいたします場合には、それによつて補填される一つの銀行は、船会社そのものに対して、経理のやり方が悪い、そして利子補給の返還をする能力がない、こういうような場合でも、そういう危険負担は市中銀行はせず、政府だけがしておるんだ、こういうことの結論に伺つてもよいでございませうか。

○岡田(修)政府委員 実際のところはそういうことかと存じます。その分だけの利子は確実に入つて行くということになります。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

○岡田(修)政府委員 戦前にはこういう制度がございましたが、一件もないと記憶いたしております。それから今度の終戦による損失補償契約でございしますが、締結の準備中でございます。まだ締結いたしておりません。

する船に適用するということでござい
ました。昨年の修正案では、二十五
年度の十二月一日以降につくりまし
た船、油送船につきましては、昭和二十
六年十二月一日以降につくりましたも
のについて、これから払うべき金利に
ついて政府が利子を補給する、こうい
うふうにしたものでございまして、
過去に払うべき利子に対して補給
するのではありません。これからの
金利に対して補給するというのがご
ざいます。

○木下委員 その場合には、もうす
でに船主と銀行との間には契約があつた
わけですね。船主と銀行との間にはも
う契約があつて、現に船を担保にして
金は借りていて、それで船ができてお
る。それに対して、新たに改正された
法律に基いて、政府と銀行との間に契
約ができたというふうになりはしま
せんか。その関係は……。

○岡田(修)政府委員 金利につきま
しては、船をつくるときに金を借りるわ
けでございまして、利率についても
そのときに契約ができておるわけでご
ざいます。しかしその利率が、今日の
市況では全然払えない。従つて外国船
と競争する上におきまして、金利も
払えないということでは運転資金にも
事欠くということではございまして、さ
らに一面そういうふうな船会社の経理
状況でございまして、これからつくる
べき船に、一銭も市中銀行から金が出
せない。従つて新造船は一隻もできな
いという大きな問題が起りますので、
さような修正を見たものと考へており
ます。

○木下委員 なぜ私がそこを聞かんと
したか、先般も法制局長官が、市
中銀行が金融するにあつて、利子補
給の政府との契約がなければ、そ
んなばかな金融の契約は造船業者にし
ないのだ、そこでそれが特別の利益に
ならないのだという解釈の、唯一の根
拠であつたと私は聞いておる。ところ
が今伺うのは、もう現にあつたもの、
現に契約はできておつて、法律的には
造船業者は銀行に対してそれだけの債
務を持ち、銀行は造船業者にすでに法
律的には確定した債権債務の関係を持
つておる。それに対して銀行が契約す
るといふことになる、法制局長官の
話と少し違つておるから聞きまして。
なおそれに関連しまして、一割の割も
どしがあつたということをお願いして
ありますが、そういうことの方面のし
ろろとである私なんかは、それは非常
に珍らしいことだと思つておるのだ
が、あなたはその方の相当の地位の役人だか
ら、そういうことが行われておつた
いうことを御存じでありますか、ち
よつとそれを伺いたい。

○岡田(修)政府委員 リベートとい
いますか、割もどしがあるということ
は、私も今まで信じておりませんで
した。これは私も財政資金で船をつ
くるようになりましてから、戦前一部
にそんなものがあつたのではないかと
いうことを聞いておりましたので、財
政資金を使う以上、絶対そういうこと
をしてはならぬということをお告
告を申し上げておりました。業者にも時
折確かめましたが、そういうことは絶
対しておらず、こういうことでありま
したので、私も今日までそういう
ものがないということを信じて参つた
次第でございまして。

それから先ほどの私の答弁にもよ
つと誤解があるかと存じますが、おそ
ろく法制局長官の話では、なるほど銀行
と海運業者の間の融資契約はずつと前
に行われておるのですが、政府と銀行
との利子補給契約は、去年の三月三十
一日に契約いたしましたのが七隻で
ございまして、それから五月二十八日
に五隻契約いたしましたのでございま
す。その後の分につきましては、昨年
夏のあの修正に基く契約であります
が、これはまだ契約をいたしてござ
いません。準備を急いでおる途中でご
ざいます。従いまして利子補給契約とい
うことが、まだ存在してないとい
うことであつたかと存じます。

○木下委員 そのリベートのことに
ついて今まで御存じなかつたというこ
とは、私はどうかと思つたのですが、口頭
で話したとか、警告を与えたと言
うが、その警告を与えた日時等は、今か
らでもお調べになればわかりますか。
○岡田(修)政府委員 その日時等は記
憶はございせんが、何回かそういう
警告を与えたことを記憶いたして
おります。

○木下委員 このリベートの問題につ
いて、それを隠しておつたということ
になると、請負金額の上で一割は低い
わけですね。それに対して七割までの補
助を受け、あと三割の金融に対して利
子補給を受けておるということにな
ると、法律的に相当責任の性質も違つ
て来はしないかと思つたのですが、その点
について今まで関係者の言うところ
では、リベートというのは商慣習なん
だということ、その点言ひのがれま
す。しかしながらそれが商慣習である
かないかというところは、今あなたの答
弁で大体商慣習にあらずして、陰でこ
つそりやつたものだといふふうには
伺うわけでありまして。あなた自身も
またそのリベートの問題については、商
慣習にあらずして、こつそりせよと
その間で取引されたものだといふ
うにお考えになるであらうと思ひま
す。その点についてあなたはどうい
ふふうにお考えになつておられますか。

○岡田(修)政府委員 戦前におきま
しても、主として個人的に、船会社が造
船所と新造船を結んだ場合に、一部
そういうことがあつたといふことを
聞いておるのでもございまして、一般
にそういうものがあつたとは聞いてお
りません。従つてそれが商慣習になる
のかならないのか私は存じませんが、
一般的には行われていなかった、あつ
たにしてもごく一部であつた、こうい
うことを申し上げておきます。それか
ら、一割々々と言われておりますが、
戦前自分の金で全部船をつくつてお
りました場合でも、そんな一割というべ
らぼうなりリベートは絶対になかつたの
でございまして、まあ一分か多くて二分
程度というふうには戦前でも聞いてお
ります。

○木下委員 二分程度としても、戦争
後につくつた船の総請負金額に当てる
と、概略でよろしゅうございまして、
どのくらいになりますか。
○岡田(修)政府委員 これは私も、
船会社がそういうことをやつていろ
うことを信じておりませんから、従
つて私が今そういう数字を申し上げ
ることは、かえつて誤解を招くかと存
じます。

○木下委員 それではどういふふう
に伺いましよ。戦争後に新たににつ
くつた船の総費用は幾らになつてお
りますか。大体でよろしゅうございま
す。
○岡田(修)政府委員 開港銀行の当初
の融資額——これはその後返した金も
ございまして、新造船に対する貸出額
は、当初に貸したのが八百六十六億、
それから市中銀行の貸出額が九百九十
八億であります。この中には、これか
ら貸すべき予定の額も入つておるま
すけれども、一応新造船に対する予定は
その通りです。融資残高はまた違つ
たので、これから相返したのもござ
います。

○木下委員 その開港銀行と市中銀行
から融資を受けた以外に、やはり自己
資金も大分出ているのではないかと想
像しますが、そういうものはわかりま
すしうか。大体でよろしゅうございま
す。
○岡田(修)政府委員 今手元に、自己
資金の正確な数字は持つておりませ
んが、おそらく船会社は、増資等によ
つて得ました金は、市中から借りた金
の返済に充てていると思ひます。従
つて増資、社債その他で得ました自己資金
は、それがすぐに新造船に使はれて、
既往の新造船のために市中から借り入
れた分の返済に充てる、従つて新造船は
ほとんど開港銀行並びに市中銀行の借入
金でまかなう、かように考へていた
いていいかと思ひます。

○木下委員 くだいようですが、最近
問題になつておるリベートの問題で
すが、そのことを初めてお聞きになつた
のはいつでありますか。多分あなたも
びつくりされたことだらうと思ひま
す。

○岡田(修)政府委員 檢察庁に山下汽船の社長以下重役がひつぱられ、家宅捜査を受けた折にそういうリベットの金があつたらしいというのを聞いております。しかしそれは私としてはまだそれがどの程度に確実であるかどうかというのを確かめておるわけではございません。風聞として聞いておるわけでございます。

○木下委員 最後に……。それで今のうちにそれが事実かどうかあなたに伺つてもわかることではありませんが、それをお聞きになつたときはびっくりされた。そうしてこんな商慣習みたいなものがあるというようなことはあなたとしては夢にも想像されていなかったのかどうか、その点を確かめておきたい。

○岡田(修)政府委員 お説の通り、私もといましては驚愕いたしました次第でございます。

○古屋(貞)委員 ちよつと局長に質問したい。今のお話では二十五年年度のタンカー、それから二十六年年度の貨物船、これに対しては、昨年の八月三日に本院を通過しました、現在行われておる利子補給及び損害補償法によりすると、遡及してこの当時の船に對し、まして今後からは利子を安くする。というのは、結局市中銀行の七分五厘が三分五厘になり、別口貸付の五分が二分五厘になる、こういうような利子補給が法の適用されてから以後行われることになつた。と申しますと、その前の市中銀行なり開發銀行と政府との契約に基づく利率が今後それだけ安くなつて来る、こういうことになるのでしょいか。これは念のために伺つておきたい。

○岡田(修)政府委員 ただいまのお話の二十五年十二月一日以降のものはタンカーでございます、貨物船でございます。それから二十六年十二月一日以降が油送船、タンカーでございます。それから金利が安くなりますのは開發銀行の方は實際上払いますのは三分五厘、市中の方は五分になるわけでありまして、それから別口外貨貸しの方は、製鉄業者が日本銀行の別口外貨を利用しておる、これを二分五厘にするわけでありまして。

○古屋(貞)委員 そうすると、二十五年十二月以降とそれから二十六年の造船についての関係ですが、今回の法律改正になります前は、ただ利子補給だけの問題であつて、損害補償の問題は法律に規定されていなくて、あります、形式的な契約のとしかわしであるとかいうような手続は、その前も今同もかわらないわけですか。

○岡田(修)政府委員 損失補償は、ただいま申しましたような、過去につくりました船にさかのぼつては適用しないのでございまして、二十八年年度につくりました船から損失補償契約をする。利子の補給だけが、先ほど申しました船についての八月十五日以降の金利について政府が補給してやる、こういうことでございまして。

○古屋(貞)委員 くだいようでございませうけれども、そうすると損害補償については二十八年年度以降のものについての損害補償、それからその他のものについては二十五年、二十六年年度以降を昨年の八月十五日以降の利子支払の場合にそれだけ下げて支払えばいい、こういうことですね。

○岡田(修)政府委員 さようでございませう。

○古屋(貞)委員 それでわかりました。そこで今度は廣瀬さんに伺いたいのですが、時間がありませんから簡単に伺いますが、昨年の八月十五日から施行されております現行の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基いて利子補給をいたします場合に、現在利子補給されておると思うのでございませうが、その実際の取扱います過程はどういう方法によつて行われておるか、その利子補給の方法ですね。たとえば日本銀行なり日本銀行からブールして市中銀行なり開發銀行に利子補給すべき金額を渡しておくのか。造船計画が行われて融資をしたという現実の事実の報告があつてからこれに対する補給をされるのか。この利子補給方法の具体的事実はいかん、こういうことになつておるのですか。

○廣瀬説明員 ただいまのお尋ねの利子補給を具体的にどう運んでおるか、現在までのところ、利子補給契約を締結しておりますので、全然知悉しておりません。

○岡田(修)政府委員 実先ほど申しましたように、利子補給契約を結んでおりますのは前の低い率の利子補給契約でございますが、これは十二件結んでおりますが、まだ実際に金を払つていないのでございませう。今締結を急いでおりますのと一緒に払うべくやつております、大部分のものはまだ結んでおりません。その支払い方法は、これは大蔵省から二十八年年度の予算として運輸省がもらつておりまして、従つて運輸省の会計課から各銀行にそれぞれの利子補給額を払つてやるわけでございます。

○古屋(貞)委員 そうしますと、昨年の八月十五日以降の分は別といたしまして、その前の分はお払いになつたことがあります。

○岡田(修)政府委員 これもまだ払つてないのでございませう。今度一緒に払おうとしておるのでございませう。これは年度内に払うようになつております。

○古屋(貞)委員 そうしますと、今の御説明によりまして、一応運輸省は先に受取つておつて、そして市中銀行なり開發銀行が実際の融資をいたしましたときに、それに対する補給をその都度やるということになるのでしょうか、こう承つてよろしいのでしょうか。

○岡田(修)政府委員 本年度に払いませうのは、前の利子補給契約のものにつきましたは四月の一日から八月の十四日まで、それから今度の利子補給によりまして八月の十五日から九月の三十日までを本年度内に払う。それから十月一日から三月三十一日まで分は次の年度に払うわけでございます。その間の金利を計算いたしまして、六分なら六分に相当するものをその銀行に払つてやるわけでございます。

○古屋(貞)委員 それは運輸省がブールして自分のところに受取つておいてから今の取扱ひをするのですか。

○岡田(修)政府委員 これは運輸省が取扱うといひますか、予算でそういうふうな運輸省の予算として成立してお

るわけでございます。その予算は運輸省が支払いの手続をとるわけでございます。

○古屋(貞)委員 そこで今回の固定資産税の減税でございますが、これはもうすでに行われておるのでしょうか、行われておりませんか。千分の四になりました減税の面ですね、それが行われておるのかどうか、行われておれば、今までに許可したトン数に割当てて、一年にどのくらいの金額になるか。減税になつた金額がおわかりになつたら、御説明願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 これは二十八年度の地方税から減らされておるわけでございます。今正確な数字を持つておりませんが、約二億程度ではなかつたかと存じます。正確に調べまして、先ほどの鋼材の分と一緒にあとでお知らせいたします。

○古屋(貞)委員 今度は別の関係であります。鉄材の値下げに対する補助の実現方法といたしまして、先ほど岡田局長から承つたところによると、別口貸付については五分であつたものが二分五厘になり、その他の開發銀行の貸付が七分五厘が五分になる、かやうになつております。それを製鉄会社にそれだけの利息を安くして支払うようにきめられたとおつしやつておりますが、それは実際どういう方法で実現されておるのか。その取扱ひ方法を御存じならば御説明願ひたいと思ひます。

○廣瀬説明員 私は予算の問題でありまして、この点はむしろ金融の問題で、大蔵省銀行局及び大蔵省の爲替局の方でやつておりますので、私存じませ

○古屋(員)委員 そうしますと銀行局でないとおわかりにならないのですか。

○広瀬説明員 さようでございます。

○古屋(員)委員 私は実はその点を承りたいと思つておりましたが、銀行内部の操作でやつておるのか、それとも何らかの法律的根拠に基いてやつておられるのか、その点はおわかりになりませんか。

○広瀬説明員 その点は先ほど海運局長から御答弁がありましたように、法的な根拠はないはずでございます。

○古屋(員)委員 そうすると、銀行が内部の操作でやつておるといふことは、利息を下げることでですか、政府

なりあるいは関係方面から、何らかの法制がなければやれないと思うのです。この関係については、おわかりになりなればつけようなのですが、承つておられますと、閣議決定が何かが

されて、それに基いて政府の方から銀行に申入れがあつたようなことを承つておるのですが、さような事実になつておるのでしょうか。その点どうでしょう

○広瀬説明員 私もしつかり記憶して

おりません。たしか運輸省、大蔵省共

同で打合せをいたしまして、閣議決定

を経たのじやなかつたかと思ひますが、よく調べて後ほど御返事申します。

○古屋(員)委員 それでは調べてから承りたいと思ひます。これ以上おわかり

になりなうようですから、私はこまかいことはこれで打ち切ります。

○木下委員 岡田局長に伺いたいと思

ひますが、この補償の契約は、法律の

面では、政府が銀行とさういふ契約を

することを得となつておるから、政府としてはこの法律があるからといつて義務づけられてはいないのですか。

○岡田(修)政府委員 さようでござい

ます。但し新造船計画を立てて船主を募集いたします折に、その計画に乗つた船について市中銀行が融資をした場合には補償をしてあげますよといふことを、要領に掲げておるわけです。従つて市中銀行は、補償契約が結ばれることを前提として船会社に金を貸すわけでございます。従つて政府がそのときの約束を破れば何でございますが、そのときに申し出た約束を守るとすれば、補償契約を結ばなければならぬかと存じます。

○木下委員 しかし政府としては、その船会社が言語道断なりベートをこつそりやつておるとか、あるいはまた金はないといひながら、何億圓という金を貸しておるといふような、これは小さいことのようにも思ひますが、一箇所の待合で何百万圓といううな招待をしていられるというやうな、今問題になつていられる事実が、あなたの方としては当然この立法の趣旨からいつてもそんなものはずべきではないといふふうには私に考へるのですが、あなたの方はその点どういふふうにお考へになりますか。

○岡田(修)政府委員 一応結びました

ものを、船会社が不当な行動があつた

がために、銀行との間に結んだ補償契

約を破棄してしまふということになり

ますと、銀行としては痛手を受けるわけ

でございます。さういふ場合に船会

社に対する措置としては、先ほど御答

弁申し上げましたように、船会社が不

当な経理をして、それを運輸大臣が勸

告をする。それを聞かない場合には、今までやつた利子補給を全部もしくは一部を取上げる、こつこつと手痛い措置があるわけでございます。それで船会社の処罰はできるもの、かように考へ

ます。

○木下委員 今伺うところによれば、銀行に対しては、こつこつとをしようといふ契約の予約までは行つていない、そのくらのところまで行つておるわけなんです。しかしながら国民の金を預かつておる政府としては、今問題となつていられるやうな船会社の過去の契約のもののについては、初めから銀行が十分危険を負担してそこに融資をしておるわけだ。さういふものに対してまであらためて利子補給をして、銀行を救つてやる、これは間接になるか直

接になるか、法律論として法制局長官に聞きたいのですが、さしあたり銀行との契約で、当事者は銀行だけだと言つておられますが、さういふ契約が今でき

ていないものを、ただ募集するときに

できれば大体こつこつにすることとい

うことを言うくらのことでおやりにな

るということとは、相当考慮すべきも

のだと思ひます。今のお話ではその点

が不明確なように思ひます。もう一度

はつきり伺つておきたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 船会社の不届き

なものの処罰に對しましては、先ほど

申しました措置で十分とられるのじや

ないかと思ひますが、もしそれを銀行

まで及ぼすようにいたしましたら、銀行

といたしましては、実は造船

に對する融資は非常に迷惑がつておる

わけでございます。その迷惑がつて

いる銀行を何とか安心させて、さうし

て新造船の融資をさせる財政資金を少

しも少くして、市中を少しでも多くつ

けて船をつくりたい、こつこつのが私

どもの所存でございます。従ひまして

銀行に對しては、安心して融資のでき

るようにする。船会社が不届きな処置

をとりました場合には、船会社に對し

て十分なる処置をとる、こつこつと

にいたした方がよろしいのではないか

と私は考へておる次第でございます。

○木下委員 さしあたりこれからやる新造船に對する関係では、その御議論も多少の根拠はあると思ひます。しかしながらすでに銀行が船会社と融資契約をしておる。その金利を下げてやる、こつこつが見えてやるといふ——銀行としてはそれが焦げつくといふことは、将来の見通しが間違つたのであつて、銀行の商売上の失敗である。これほどにふしだらなことをしている船会社のために、直接には銀行のために、あらためて契約をしてやるといふやうなばかなことは、これは国民が承知しませ

ん。さういふ点については十分御考慮を願ひたい。これ以上議論する必要もないと思ひます。

○古屋(員)委員 一点だけ伺ひます。

さつきの油送船と貨物船の二十五年

度、二十六年の利子の引下げを、昨

年の八月十五日からすることになつ

た、こつこつやつておられますが、そ

の船の明細はわかりませんか。

○岡田(修)政府委員 資料がございま

すから、さういふ一船舶の資料をこし

らえておりますので、後ほどお届けい

たします。

○古屋(員)委員 それではそれでけつ

こうですが、船と船主と融資銀行、こ

れだけの明細を委員長の方へお出し願

ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 融資銀行まで入れますと、たいへんな資料になるのです。実はその船ごとに口をかけますと、口数が千七百ほどありまして、それを一々列挙しなければなりません。が、とりあえず船会社、船名、それをお届けいたします。船会社は市中から融資を受けます額が非常に多いのでございまして。九次船は三割でござい

ますが、それまでは五割あるいは六割の金を、と申しますと、七億くらいを市中銀行から借りなければならぬ、さうすると一行だけではだめでござい

まして、ずつと地方銀行までもあさり

まして、ものによりましては、一つの船で十行以上あるいは十四、五行にも

なるやうなものがあるわけでありま

す。

○古屋(員)委員 ほか何行でけつこう

です。

○岡田(修)政府委員 承知しました。

○小林委員長 明日は午後一時より理

事会、午後一時三十分より委員会を開

会することとし、本日はこれにて散会

いたします。

午後五時二分散会

昭和二十九年三月三日印刷

昭和二十九年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局